御宿町告示第78号

御宿町議会第4回定例会を次のとおり招集する。

平成19年12月7日

御宿町長 井 上 七 郎

記

- 1.期 日 平成19年12月13日
- 1.場 所 御宿町役場議場

平成19年第4回御宿町議会定例会

議事日程(第1号)

平成19年12月13日(木曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名人の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 1号 監査委員の選任について

日程第 4 議案第 2号 御宿町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 3号 御宿町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

日程第 6 議案第 4号 平成19年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第 7 議案第 5号 平成19年度御宿町老人保健特別会計補正予算(第2号)

日程第 8 議案第 6号 平成19年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第 9 議案第 7号 平成19年度御宿町一般会計補正予算(第4号)

日程第10 発議第 1号 道路特定財源に関する意見書

一般質問

10番 貝 塚 嘉 軼 君

8番 中 村 俊六郎 君

5番 石 井 芳 清 君

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	松	﨑	啓	_	君	2番	白	鳥	時	忠	君
3番	Ш	城	達	也	君	4番	新	#		明	君
5 番	石	井	芳	清	君	6番	伊	藤	博	明	君
7番	小	Ш		征	君	8番	中	村	俊力	き	君
9番	式	田	孝	夫	君	10番	貝	塚	嘉	軼	君
11番	石	田	義	廣	君	12番	瀧	П	義	雄	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 井 上 七 郎 君 教 育 長 佐 藤 和 己 君 総 務 課 長 吉 野 健 夫 君 企画財政課長 氏 原 憲 二 君 産業観光課長 藤 原 勇 君 税 務 課 長 木 原 政 吉 君 建設環境課長 井 上 秀 樹 君 住民水道課長 米 本 清 司 君 保健福祉課長 瀧 口 和 廣 君 教 育 課 長 田 中 とよ子 君

会計室長 岩瀬 由紀夫 君

事務局職員出席者

事務局長 多賀孝雄君 主 事 山口 ゆう子君

開会の宣告

議長(新井 明君) 皆さん、おはようございます。

本日、平成19年第4回定例会が招集されました。

議員の皆様にはご多用のところ出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日の出席者は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成19年12月招集御宿町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だよりの編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

(午前 9時58分)

諸般の報告

議長(新井 明君) 監査委員から月例出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

町長あいさつ

議長(新井 明君) 井上町長より、諸般の報告とあわせてあいさつがあります。 井上町長。

町長(井上七郎君) おはようございます。

本日ここに、平成19年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします案件は、御宿町道路占用料徴収条例の一部改正に関する案件を初め、平成19年度一般会計補正予算案等7議案でございます。町政執行上重要な案件でございますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

さて、本日この定例会が本年最後の定例会となります。この1年、ゼロ予算事業を初め第4次御宿町行政改革大綱集中改革プラン、さらには行政と住民との役割分担を根本から検証し、住民協働による地域づくりを支柱に策定された後期基本計画等に基づき、行政の見直し、スリム化のための試行錯誤の取り組みを、私を初め職員一丸となって努めてまいりました。現在、財源不足という危機意識のもと、財政健全化の取り組みをしっかり進め、受益者負担の原則と

公平性の確保を念頭に、限りある財源の効果的・効率的な配分を行いながら、前例にとらわれない柔軟な発想や経営感覚、将来的な施策効果等により事業選択実施に関し厳しく精査・峻別しながら、新年度の予算編成を行っております。

今後、人口減少の一方で教育や福祉の充実、さらには安心で安全な生活環境を確保するなど、 地域課題にとどまることなく増加してまいります。このような現状を踏まえ、山積する難題を 行政と地域、そして民間と手を取り合って運営していくことの必要性、同時にそれは決して行 政の仕事を他に押しつけることなく地域全体が町づくりの担い手となり、さまざまな主体が多 様な力を出し合い、それぞれの役割に基づいた地域課題の解決と地域経営の推進が一層求めら れてまいります。

このような状況下、町議会そして町民が歯車をしっかり合わせることにより、町執行部と議会との十分な意思疎通のもと、チェック・アンド・バランスで各種政策の遂行に当たるとともに、適切なる議案審議を通して積極的にご支援をいただきながら、今後とも御宿町の将来へ明るい展望と、住民の福祉生活の向上という目標に向かって全力を傾注してまいる所存でございます。

今年も残すところあとわずかとなりましたが、議員各位のより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが冒頭のあいさつとさせていただきます。

会議録署名人の指名について

議長(新井 明君) これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名します。3番、川城達也君、 5番、石井芳清君にお願いいたします。

会期の決定について

議長(新井 明君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により本日1日限りにしたいと思います。これ にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議がないようですので、今定例会の会期は本日1日限りとすること

に決しました。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(新井 明君) 日程第3、議案第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。 地方自治法第117条の規定により、貝塚嘉軼君の除斥を求めます。

(10番 貝塚嘉軼君 退場)

議長(新井 明君) 提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第1号 監査委員の選任についての提 案理由を申し上げます。

町議会議員の改選に伴い新たに貝塚嘉軼議員を監査委員に選任したいので、地方自治法第 196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

議長(新井 明君) 本案につきましては質疑、討論を省略して採決いたします。これにご 異議ありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

貝塚嘉軼君を入場させてください。

(10番 貝塚嘉軼君 入場)

議長(新井 明君) ここで貝塚嘉軼君より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

10番(貝塚嘉軼君) 10番、貝塚。議長のお許しを得たので一言。

ただいま皆様方のご同意を得たと伺いました。議員を代表して大切な町の財産運営にあたっては規則を遵守し、条例に基づき監査を審査していきたいというふうに思っております。これからもぜひご指導、ご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますけれどもあいさつにかえさせていただきます。

これからもよろしくお願いいたします。(拍手)

議案第2号、第3号の一括上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第4、議案第2号 御宿町道路占用料徴収条例の一部を改正する 条例の制定についてと、日程第5、議案第3号 御宿町準用河川の流水占用料等に関する条例 の一部を改正する条例の制定については関連のある議案のため、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第2号 御宿町道路占用料徴収条例の 一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回提案いたします条例改正につきましては、道路占用料の県に準じた統一的な扱いに伴う 二次占用料の徴収に関するもので、平成20年4月1日から施行させていただくものであります。 また、議案第3号 御宿町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例の制 定についての提案理由を申し上げます。

今回提案いたします条例改正につきましては、先に提出しました御宿町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例と同様に、県に準じた統一的な取り扱いに伴う二次占用料の徴収に関するもので、平成20年4月1日から施行せさていただくものであります。

なお、2号、3号の議案につきまして詳細は担当課長より説明をさせますので、よろしくお 願いいたします。

議長(新井 明君) 井上建設環境課長。

建設環境課長(井上秀樹君) それでは、ただいまの議案第2号及び第3号についてご説明申し上げます。

本条例改正案につきましては、現在の条例では町の管理する道路・河川に関し使用する場合は、占用許可申請と占用料を必要とするわけですが、この占用を一次占用と言いますが、この一次占用の許可を受けている物件に対し第三者が共架させたい場合は、一次占用物件使用者からの許可証の写しを添えて共架したい旨の占用許可申請に基づき手数料を徴収する規定です。この規定を二次占用とさせていただくものですが、議案第2号の道路占用徴収条例には二次占用のほかに電柱類に掲げる添架看板、巻付看板についても二次占用同様、平成20年4月1日から手数料を徴収するための規定を定めさせていただくものです。

ただいまの添架看板とは電柱の4.5メートルの位置に道路側に向けた看板をつけるもの、そ

れから、添架看板とはその電柱に1.6メートルの位置で巻きつける看板をいいます。本規定につきましては、千葉県の占用に関する条例、規則、許可基準等を準則として定めているものです。

それでは、議案に基づく条例の説明をさせていただきます。

議案第2号の御宿町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いいた します。2ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

左側の表が改正予定の内容です。占用料1,100円とございますけれども、その下に770円を加えさせていただくものです。内容につきましては、電気事業者または認定電気通信事業者が既設の電柱類に電線を共架させる場合は1本につき1年、770円を加えさせていただくものです。この内容についてが二次占用となります。それから、電気事業者とは一般的には電気を供給する事業者をいいます。認定電気通信事業者とは一般的には固定電話や携帯電話等の電気通信サービスを提供する事業者をいいます。

さらに、同表の下から2段目には添架看板、これは電柱類に掲げるものとして表示面積1平 方メートルにつき1年、2,400円、次の欄には巻付看板、電柱に掲げるもので表示面積1平方 メートルにつき1年、1,400円を新規に加えさせていただくものです。

次に、議案第3号の御宿町準用河川の流水占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

改正条文の次のページに、やはり新旧対照表がございます。

道路占用と同様、河川等における電柱類へ共架する場合の占用料金を規定するもので、二次 占用料の料金を770円というようなことで規定させていただくものです。

なお、本規定により平成20年4月1日以降見込める歳入につきましては、平成19年11月末現在では80本、770円、6万1,600円と想定しておりますが、電柱類への看板設置等については現在詳細について調査中であるということでございます。

以上で説明を終わります。

議長(新井 明君) これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番(石井芳清君) 道路占用料徴収条例でありますが、新旧対照表を見ますと、この中に 今後の推移の中では町民のサービス低下につながるおそれのあるものがあるのではないかとい うふうに見るわけでありますが、今後この運用については、例えば規則など細則を設ける考え はあるのかどうか。また、通常はそういうものの中に町長の減免などの規定を当然していくと いうふうに考えるわけでありますが、それについての考えをお伺いしたいと思います。

もう1点、添架看板などでありますが、これは県条例に基づいて町条例を施行するというようなご説明をいただいたわけでありますが、これは県内の自治体においてはどういう条例の設置状況なんでしょうか。具体的にあるのかないのかも含めまして、それの説明を受けたいというふうに思います。

議長(新井 明君) 井上建設環境課長。

建設環境課長(井上秀樹君) ただいまのご質問の今後の減免等のものの考え方というお話ですが、これにつきましてはお話のとおり、あくまでも県が行っている準則等に従って同様の取り扱いを行っているところです。細かい内容について減免等を行う場合の考え方について、今後詳細に考えていきたいと考えております。

それから、ただいま他のというお話でございますが、直近の郡内等の考え方でいきますと、 この看板設置については当町がこの近辺では初めてです。道路における二次占用の内容として は、現在勝浦市はまだこの実施は行っておりません。いすみ市、大多喜町が既にこの内容を実 施しているというような状況です。

以上です。

議長(新井 明君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によってそれぞれ行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第3号 御宿町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第6、議案第4号 平成19年度御宿町国民健康保険特別会計補正 予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第4号 平成19年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(案)第3号についての提案理由を申し上げます。

今回提案します補正予算(案)は、補正額72万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それ ぞれ10億5,998万4,000円とさせていただくものです。

内容につきましては、退職被保険者の療養費が残り5カ月分を推計しますと不足を生じることから、追加補正をお願いするものです。

なお、本補正予算(案)につきましては、去る11月26日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

議長(新井 明君) 米本住民水道課長。

住民水道課長(米本清司君) それでは、予算書案の4ページの事項別明細書の各科目の詳細についてから説明させていただきます。

療養給付費交付金72万8,000円を追加し、予算現額を1億5,125万1,000円とするものです。 続きまして、5ページの歳出をお願いいたします。

退職被保険者等の療養費72万8,000円を追加して、予算現額を206万3,000円とするものです。 これは、残り10月から2月の接骨医の請求分5カ月の支払いに不足が生じることから、補正を お願いするものでございます。

簡単でございますが説明を終わります。

議長(新井 明君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第7、議案第5号 平成19年度御宿町老人保健特別会計補正予算 (第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第5号 平成19年度御宿町老人保健特別会計補正予算(案)第2号についての提案理由を申し上げます。

今回提案します補正予算(案)は、補正額1億8,645万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳 出それぞれ11億9,820万6,000円とさせていただくものです。

主な内容につきましては、老人受給者の医療諸費が増加したことに伴い医療諸費の残り5カ月分を推計しますと不足が生じることから、追加補正をお願いするものであります。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいま すようお願い申し上げます。

議長(新井 明君) 米本住民水道課長。

住民水道課長(米本清司君) それでは、初めに今年度前半の医療費の支出状況を説明しますと、5月から11月の月平均支出額については約9,500万円、今後の医療費支払い5カ月分の支出をも推計しますと1億8,600万円程度の不足が生じると考えられ、補正予算をお願いしたものです。

また、歳入につきましては歳出補正予算に対する法定負担割合にて計上いたしました。

それでは、予算書の2ページ、第1表 歳入歳出補正予算より説明いたします。

歳入歳出補正額それぞれ 1 億8,645 万5,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ11億9,820万6,000円とするものです。

それでは、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入の明細から説明いたします。

支払基金交付金、医療費交付金6,867万4,000円、審査支払手数料交付金3万8,000円を増額し、補正後の額を6億2,235万5,000円。

国庫支出金、医療費負担金7,233万6,000円を増額し、補正後の額を3億8,161万6,000円。 県支出金、県負担金1,808万4,000円を増額し、補正後額を9,167万4,000円。

次に、繰入金といたしまして一般会計繰入金1,808万4,000円を増額し、補正後の額を9,170 万6,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

諸収入、第三者納付金923万9,000円を増額し、補正後の額を924万1,000円とするものです。

次に、7ページの歳出でございますが、医療諸費、医療給付費 1 億8,422万円の増額、医療費支給費219万7,000円の増額、審査支払手数料 3 万8,000円の増額、補正額の合計を 1 億8,645万5,000円とするものです。

簡単ではございますが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長(新井 明君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員挙手です。

よって、議案第5号は原案どおり可決することに決しました。

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第8、議案第6号 平成19年度御宿町介護保険特別会計補正予算 (第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第6号 平成19年度御宿町介護保険特別会計補正予算(案)第2号についての提案理由を申し上げます。

今回提案いたします補正予算(案)は、補正額3,348万6,000円を追加し、予算総額歳入歳出 それぞれ5億6,779万1,000円とさせていただくものです。

主な内容につきましては、国負担金等の交付決定に伴う増額及び利用者の増加に伴う保険給

付費の増額補正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くだ さいますようお願い申し上げます。

議長(新井 明君) 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長(瀧口和廣君) 議案第6号の予算につきまして説明いたします。

予算書の6ページをお願いいたします。歳入の明細について説明いたします。

歳入の分担金及び負担金の減額は、利用者負担金を減額するものです。

国庫支出金の介護給付等負担金338万5,000円及び財政調整交付金1,027万7,000円の増額は、 国の交付決定に伴う増額補正でございます。

繰入金の一般会計繰入金421万1,000円の増額は、保険給付費の増額分3,369万2,000円の法定 負担割合であります12.5%分を繰り入れとしての増額でございます。

繰越金の1,561万8,000円の増額は、平成18年度からの繰越金を充当いたします。

次に、8ページをお願いいたします。歳出の詳細について説明いたします。

保険給付費の介護サービス等諸費の2,737万2,000円の増額と介護予防サービス等諸費の332 万円の増額は、当初の見込みよりサービス利用者が増加したこと、またサービスの複数利用な どにより利用者 1 人当たりの平均支給額が想定より高額となったことと、福祉用具購入や住宅 改修が今後見込まれるための補正でございます。

次に、特定入所者介護サービス費は、施設入所者及びショートステイ利用者のうち低所得者 についての食費及び居住費を軽減する給付ですが、この対象者が前年に比較して増えたために 不足額を増額補正するものです。

地域支援事業費、介護予防事業費の9万5,000円の減額は、高齢者の予防事業の参加者が少なく事業開催がおくれ、開催日数が減ったため臨時職員賃金を6万4,000円減額します。旅費は、職員の普通旅費です。委託料の減額は通所型介護予防事業ではなく、別の転倒予防系のB&Gで開催しております鶴亀教室に参加者が適当と判断されたため、今年度は事業委託を行うこととしたため委託料を減額するものです。

9ページの地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費の家族介護慰労金について、当初 3人を見込んでいましたが、うち2人が介護サービスの利用をしたため16万円を減額するもの です。公用車の燃料費についてはガソリンの高騰による補正でございます。

以上、歳入歳出それぞれ3,348万6,000円を追加し、予算総額 5 億6,779万1,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長(新井 明君) これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番(石井芳清君) 8ページの地域支援事業費ということで、ただいま説明を受けたわけでありますが、もう少し詳しい説明と、今後、特に新年度に向けましてこの事業をどうしていくのかなどについて説明を願います。

議長(新井 明君) 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長(瀧口和廣君) 地域支援事業費とは、今年度から包括支援センターといいまして、介護保険は予防に重点を置き給付費を下げようとするものでありまして、予防とは、まず介護に一番になる要素というのは大体老人が転倒から始まって歩けなくなったりして、介護に移るのが一番事象が多いわけです。その転倒を予防するために、先ほども申し上げましたけれども、B&Gでアスレチック運動をやったりということなんですけれども、なかなかまだ老人の方に浸透してなく、広報の仕方ももう少し改善しなければならないという反省はありますけれども、そういう事業ですので、来年度に向けてはもう少し広報のあり方、保健師が老人家庭を回ってPRと、そういう方法で進めたいと考えております。

議長(新井 明君) 石井芳清君。

5番(石井芳清君) これは、今年度はちなみに何人の予定でしたか。

議長(新井 明君) 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長(瀧口和廣君) 今年度は30名ぐらいを予定しておったんですけれども、現在は16名ぐらいが鶴亀教室を受けております。

議長(新井 明君) 石井芳清君。

5番(石井芳清君) 今日の補正は利用者等の増による補正ということですね。今のご説明の中では、事前にそういう介護に至らないような予防施策を講じたいということで、この地域支援事業が今年より設けられたということですね。そういう意味で言えば、もっともっと広い方に参加をしていただくということでないと、これは当初の目的、いわゆる健康づくりにならないじゃないですか。

そういう面では、例えばB&Gのところの社協じゃなくて、地域で例えば医療だとか健康相談とかやっていますよね。区民館だとかありますよね。そういうところで地域社協の皆さんのご協力も必要かなとは思いますけれども、そういう形でもっと地域で細かく計画をつくると、自分たちが5分、10分で歩いていけるところで、そういうことをやるということが大事なんじ

ゃないですか。そうしないと、例えば30人やったってどれほど具体的に効果があるかといったら、30人の中の1人とか2人とか3人とかという話でしょう。そうしたら、この介護そのものに対する財政的影響はほとんど関係ないじゃないですか。影響はほとんどないんじゃないですか。

だから、やはりそれはもともとの組み方をもっと地域で、地域社協もつくって、それを応援していくという話もあったわけだから、そういう形で今後やっていくと。その中で2人、3人来られる、10人、20人来られると、それは地域にもよるでしょうけれども、その中で、ついでだからもっとさまざまな行政のお知らせも含めて、相談も含めて一緒にやっていくと。わざわざ別の時間をとる必要はないと思うんですよね。そういう相談活動のときに一緒にやればいいじゃないですか。そういう知恵や工夫が必要なんじゃないですか。それが、先ほど町長が言った来年度に向けての方針なんじゃないですか。その辺、今後もう少し具体的に考えていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長(新井 明君) 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長(瀧口和廣君) 現在、保健活動事業では地域へ出向いての、例えば名称で言いますと布施健康相談、岩和田健康相談、御宿健康相談という、地域へ出向いての健康相談事業をやっておりました。ところが、その事業の内容が健康相談に走ってしまいまして介護事業というのがやや手薄であったかなという感がありますけれども、今ご指摘がありましたように、そのようなものも踏み込んで介護予防に努めていきたいと考えております。

議長(新井 明君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第9、議案第7号 平成19年度御宿町一般会計補正予算(第4

号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第7号 平成19年度御宿町一般会計補 正予算(案)第4号についての提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに8,300万円を追加し、補正後の予算総額を28億6,656万9,000円とするものです。

主な内容につきましては、歳入において町民税個人現年課税分を実調定額に基づき減額補正するほか、歳出においては御宿小学校耐震補強工事の今年度実施にかかわる事業費の追加や、国の災害査定を終えた台風4号による公共土木施設災害復旧事業費等について補正を行いました。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(新井 明君) 氏原企画財政課長。

企画財政課長(氏原憲二君) 議案第7号 平成19年度御宿町一般会計補正予算(案)第4号につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ8,300万円を追加し、補正後の予算総額を28億6,656万9,000円とするものでございます。

補正財源といたしましては、河川等災害復旧費国庫負担金を初めとする国・県支出金のほか、 18年度からの繰越金5,670万円を追加し、収支の均衡を図りました。

それでは、予算書の8ページ、歳入からご説明を申し上げます。

1款町税、1項町民税、1目個人の3,700万円の減額につきましては、給与所得、事業所得、その他所得のすべてにおきまして当初予算積算時の見込額を下回ったことから、実調定額を踏まえ減額修正を行うものでございます。

次に、12款分担金及び負担金、2項分担金、1目農林水産業費分担金24万8,000円は、御宿漁港北物揚場が波の吸い出しにより陥没し、この補修にあたり分担金条例に基づき事業費の2分の1について漁協が分担するものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧国庫負担金の2,040万6,000円につきましては、7月14日から15日にかけての台風4号に伴う河川等災害復旧費国庫負担金で、国庫負担法に基づき事業費の66.7%について国が負担をするものでございます。

続いて、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金28万7,000円は、地域生活支援事業として障害者日常生活用具等の扶助に対し基準額の50%を国が補助するものであり、日常生活用具の申請が当初見込みを上回り追加内示を受けたことによるものでございます。

4目教育費国庫補助金1,293万4,000円は、内訳といたしまして安全・安心な学校づくり交付金で1,287万5,000円。これは今年度から2年間の債務負担行為の中で実施される御宿小学校耐震補強並びに大規模改修に係るもので、当初予算では体育館について全体工程の30%、校舎について全体工程の10%を計画しておりございましたが、安全な教育環境に向け少しでも早い完成を目指すため、次年度予定分を可能な限り今年度実施に前倒しすることによるものであります。こうした取り組みによりまして、当初は体育館の耐震補強にかかわる補助率は3分の1を予定してございましたが、2分の1補助へと上乗せ内示を受けることができるものでございます。就学援助費補助金、小学校3万4,000円、中学校2万5,000円の追加につきましては、特別支援教育に伴う国庫補助金でございます。

5目災害復旧国庫補助金で231万6,000円の追加でございますが、平成18年度に農業用施設災害復旧事業として実施した須賀砂田地先のため池補修について、国庫補助金の一部が施越扱いとなり、このたび残額についてこの決定を受けたことから一般財源扱いとして補正をするものでございます。

続きまして、15款県支出金、2項県補助金、2目民生費補助金33万2,000円は、内訳として地域生活支援事業14万3,000円、国庫補助金と同様、障害者日常生活用具等の扶助に対し基準額の25%について県が補助するものでございます。特別支援事業18万9,000円は、障害者自立支援法の改正に伴い障害福祉サービスに係る支払い請求事務を県国保連合会が行うこととなり、データ送信など電算システム改修が必要となることから、所要額に対し全額補助されるものでございます。

3項県委託金、1目総務費委託金1万1,000円は、工業統計調査に係る調査員報酬等の単価 改定により追加内示を受けたことから補正をするものでございます。

続きまして、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金ですが、平成18年度からの純繰越金で 5,670万円を追加し、収支の均衡を図りました。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入16万6,000円は、内訳といたしまして外国青年家賃で5万4,000円の減額、外国人英語指導助手に係る家賃の半分が収入されるものでありますが、12月から家賃がより安価な住居へと転居することから、差額分について減額補正をするものであります。

住宅防火施設整備補助金12万円は、矢田団地に設置した火災警報器について、このたび社団法人全国公営住宅火災共済機構により補助内示を受けましたので、補正をするものでございます。

スポーツ振興基金助成金10万円につきましては、中高年の健康づくり事業に対し所要額の2 分の1が助成されるもので、財団法人千葉県教育振興財団より補助内示を受けたことから、補 正をするものでございます。

続きまして、10ページ、21款町債、1項町債、1目衛生費20万円の減額は、南房総広域水道企業団の水源開発等に係る出資金で、事業費の縮小に伴い割り当て出資額が変更になったことによるものでございます。

4目教育債1,670万円は御宿小学校耐震補強に係るもので、国庫補助金でご説明申し上げましたとおり、年次割事業費の変更に伴う起債額の変更でございます。

7目災害復旧事業債1,010万円は、台風4号に伴う河川等災害復旧について災害査定を受けたことから、このたび計上させていただくものでございます。

以上、歳入予算合計で8,300万円の追加をお願いするものでございます。

次に、11ページ、歳出予算についてご説明申し上げます。

1款議会費ですが、1項議会費、1目議会費、3節職員手当30万3,000円の減額は、議員の 改選に伴い議員期末手当について新任議員に係る在職期間調整が行われることから、その不用 額を減額補正するものでございます。

4 節共済費31万6,000円は、議員共済会の負担率が11%から16.5%に引き上げられたことによるものでございます。

2 款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費87万円は、浅間神社周辺や御宿台などにおいて樹木が隣接する家屋に覆いかぶさり大変危険なことから、13節委託料として伐採に要する経費の補正をお願いするものでございます。

4目企画費につきまして、9節旅費1万円の追加。これは夷隅鉄道再生会議に関する諸会議の開催回数が増え、不足が生じたことから補正をお願いするものでございます。

5目諸費ですが、各区の防犯灯修繕に係るもので、台風 4 号の影響により器具の破損、損傷がひどく当初予算に不足が生じたことから、11 節需用費の修繕料として58万円の追加をお願いするものでございます。

7目の防災諸費、15節工事請負費130万円は、地震や気象情報等に係る全国瞬時警報システム整備に係るものであり、県のシステム整備が今年度中に整う見通しであることから、この

たび補正をお願いし、住民の安全・安心な生活環境の向上に努めようとするものでございます。

2 項徴税費、 1 目税務総務費でありますが、11節需用費につきましては公用車ガソリン代に ついて単価の高騰等による不足額の補正をするものでございます。

14節使用料及び賃借料3,000円でありますが、県外徴収時の有料道路使用について追加補正をお願いするものでございます。

4項選挙費、7目町議会議員選挙379万3,000円の減額は、町議会議員選挙について無投票となったことから、ポスター掲示場や入場券等支出が必要な一部の経費を除き、1節報酬から14節使用料及び賃借料まで不用額の精算を行うものでございます。

続きまして、12ページ、5項統計調査費、2目各種統計調査費につきましては工業統計調査 に係る補正で、全額県の委託金を受け実施するものであり、歳入でご説明申し上げましたとお り調査委員報酬等の単価改正により委託金の上乗せ内示がございましたので、所要額を追加補 正するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、8節報償費3万5,000円は、内訳といたしまして御宿台地区の世帯数増加に伴い民生委員が1名増加したことによる民生委員報償2万8,000円、また障害者計画策定委員につきまして一般公募枠を1名増員したことによる委員報酬7,000円の追加でございます。

2 目老人福祉費、28節繰出金2,229万5,000円は、老人保健特別会計における老人医療費並び に介護保険特別会計における保険給付費が当初見込みを大幅に上回ることが予測されることか ら、一般会計からの法定負担分についてそれぞれ追加繰り出しを行うものでございます。

次に、3目心身障害者福祉費、13節委託料25万1,000円につきましては、寝具乾燥消毒事業利用者が1名から3名に増加したことによるふとん乾燥委託料6万2,000円と、障害者自立支援法の改正に伴い障害福祉サービスに係る支払い請求事務を県国保連合会が行うことになり、それに必要な電算システムの改修費として18万9,000円の追加補正をお願いするものでございます。

20節扶助費は、地域生活支援事業費として57万6,000円の追加で、障害者日常生活用具に係るものであり、国2分の1、県4分の1の補助を受け実施するものでありますが、用具の申請が当初見込みを上回ることから補正をお願いするものでございます。

続きまして、13ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費は、11節需用費128 万円、内容といたしまして降雨量等の影響から生活排水処理施設に係る電気料に不足が生じた ことから光熱水費53万円を追加するほか、ビーチクリーナー修繕料として75万円の追加補正をお願いするものであります。

3項上水道費、2目上水道建設費につきましては、24節投資及び出資金で20万円の減額。歳入予算の町債でご説明を申し上げましたとおり、南房総広域水道企業団の事業縮小に伴い割り当て出資額が減額されたことによるものでございます。

5 款農林水産業費、3項水産業費、2目漁港整備費、15節工事請負費49万8,000円は、御宿漁港北物揚場が波の吸い出しにより陥没したことから、漁港から2分の1の分担金を受け復旧にあたるものでございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、2節給料で73万5,000円の減額と4節共済費11万6,000円の減額につきましては、職員1名、4カ月分の災害復旧支弁人件費へと振りかえるためのものでございます。

2項道路橋梁費、1目道路維持費につきましては、住民生活に密接に関連した町道の維持管理を行うもので、15節工事請負費として95万4,000円の追加補正をお願いするものであります。施工箇所につきましては、0101号線、町営プール前、1040号線、新町水流橋付近、1138号線、新町浅間橋付近の計3カ所を予定してございます。

次に、14ページ、8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、11節需用費、修繕料として34万7,000円の追加補正は、旧上布施消防庫脇にある防火水槽の表面モルタルが劣化により隣接する水田へはがれ落ちてしまい、耕作に支障を来すことから早急に対応しようとするものであります。

9款教育費でございますが、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、1節報酬で6万円の追加。これは英語指導助手について、租税条例により住民税の課税適用となり、就業規則の年額保障360万円を下回ることから報酬改定を行うことによる増でございます。

12節役務費の3万3,000円、14節使用料及び賃借料5万3,000円の減額につきましては、外国人英語指導助手の住居について家賃がより安価な物件へ転居することによるものでございまして、それに伴うクーリング代の追加及び家賃の不用額について補正行うものであります。

19節負担金補助及び交付金35万8,000円の減額でございますが、中学生海外ホームステイ事業について参加希望者数が基準に満たなく、事業を中止したことによるものでございます。

2項小学校費、2目教育振興費ですが、20節扶助費で4万円の追加、就学援助に係る対象家 庭の増による補正でございます。

4目学校建設費は、債務負担行為の中で実施する御宿小学校耐震補強工事について年次割事

業費を見直し、早期の完成を目指すため、15節工事請負費で2,921万1,000円の追加補正をお願いするものでございます。

3項中学校費、2目教育振興費は、20節扶助費4万3,000円、小学校費同様、就学援助対象 家庭の増によるものでございます。

続きまして、15ページ、4項社会教育費、2目公民館費、公民館の空調故障により基盤制御盤装置の交換が必要なことから、11節需用費に修繕料として59万3,000円の追加補正をお願いするものであります。

5 項保健体育費、2 目体育施設費、9 節旅費21万円の減額につきましては、当初アクアインストラクターの研修派遣を予定してございましたが、日程調整が困難となり中止したことによる減額でございます。

11節需用費5万円は、運動場整備資材として購入しておりますにがりが不足することから補正をお願いするものであります。

続いて、10款災害復旧費ですが、2項公共土木災害復旧費、1目土木施設災害復旧費につきましては、台風4号の影響による河川等災害復旧費用に係るものであります。2節給料から4節共済費まで、職員1名4カ月分の支弁人件費として土木総務費から振り替えをするものでございます。

11節需用費71万2,000円につきましては災害復旧事業に係る事務費であり、公用車燃料費や食料等の消耗品について計上してございます。

15節工事請負費2,742万9,000円につきましては、災害査定を受けました道路3カ所、河川6 カ所の計9カ所に係る復旧工事費でございます。

3項総務施設災害復旧費、1目総務施設災害復旧費、22節補償補てん及び賠償金18万9,000 円は、台風4号の影響により御宿台地先におきまして町有地の法面が崩れ、民家の電気施設や 池などを破壊してしまい、当事者との協議がこのたび済みましたので補正をお願いするもので ございます。

以上、歳出予算総額8,300万円を追加し、補正後の歳入歳出総額を28億6,656万9,000円とさせていただくものであります。

続きまして、予算書の5ページ、第2表 地方債補正についてご説明を申し上げます。

追加分といたしまして災害復旧事業でございますが、台風4号に伴う災害復旧事業に係るもので、限度額1,010万円について計上させていただくものであります。本起債につきましては、 国庫負担額を充当した後の地方負担額について100%充当できるもので、後年度の元利償還金 に係る95%が普通交付税に算入されるものであります。資金区分としましては、基本的に政 府資金が配分される見通しでございます。

次に、変更分でございますが、小学校改修事業につきましては年次割事業費の見直しにより 起債限度額を350万円から2,020万円と変更するものでございます。内訳としまして、校舎地震 補強分で380万円、屋内運動場地震補強分で270万円、校舎大規模改造分で1,370万円となりま す。本起債は、安全・安心な学校づくり交付金を受けて実施する耐震補強事業等について発行 が認められるもので、充当率はいずれも基本負担額の75%、交付税算入につきましては地震補 強分に係るものにつきましては50%の理論償還による同意額算入がございます。資金区分につ きましては、財政投融資資金及び銀行等引き当てが見込まれております。

次に、上水道事業会計出資事業につきましては、30万円から10万円に限度額の変更をするもので、南房総広域水道企業団の事業縮小により割当額が減少したことによるものでございます。

充当率につきましては、出資額に対し100%充当が認められ、また財政支援措置としても普通交付税において50%の理論償還による同意額算入がございます。なお、資金区分につきましては額が少額であることから、公営企業金融公庫が割り当てられる見込みであります。

以上のとおりであります。よろしくお願い申し上げます。

議長(新井 明君) 説明が終わりましたので、11時10分まで休憩といたします。

(午前11時00分)

議長(新井 明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

議長(新井 明君) これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番(石井芳清君) 8ページ、歳入でありますが、現年課税分ということで3,700万円の減額補正ということでありますが、先ほどの説明の中ですべてにわたって下回ったというようなご説明をいただいたわけでありますが、もう少し詳細な説明を受けたいというふうに思います。

また、この中では、この3,700万円の減額分を繰越金5,670万円で収支を合わせたというようなご説明を受けたわけでありますが、しかし、12月の中で補正ということで事務上は欠損ということにはあたらないとは思いますが、政治的にはやはり大変大きな額でありますし、これが

今の町民の暮らしの実態の反映なのかなと。今般の補正を見ましても、一般質問にも取り上げてございますが、ガソリンの高騰による燃料費の増ということも歳出の方で幾つか出ておるようでございます。こうした中で、この現年課税分をどうとらえているのか、考えているのか、それについてまずお伺いをしたいというふうに思います。

議長(新井 明君) 木原税務課長。

税務課長(木原政吉君) それでは、個人住民税減額補正の理由についてご説明いたします。 19年度の当初予算につきましては、昨年11月時点での平成18年度住民税の所得状況や国の示す景気動向等をもとに積算いたしましたが、本年3月の住民税の申告や確定申告の結果を受けました平成19年度住民税の課税対象となります平成18年中の実際の所得状況は、先ほど財政課長がご説明いたしましたが、給与所得、事業所得、その他の所得がすべて前年を下回る結果となりました。特に給与所得が、団塊世代の退職が始まるとともに正規雇用が減少し、臨時やパート等の非正規雇用が増加していること、また町の主要産業である観光・商業では、平成18年7月、8月の天候不順による観光客の落ち込みや漁業においても最近にない不漁が続き、事業所得が大きく減少したことが影響いたしました。

以上のことから、実調定額が当初予算を大きく下回り、3,700万円を減額し3億2,288万5,000円と、結果としまして積算が甘かった点につきましては深く反省し、今後はこのようなことのないよう十分注意して慎重に積算したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。また、ご指摘ありましたようにガソリン等の価格の高騰がかなり影響しますので、今積算作業を行っておりますが、その辺について十分考慮して慎重に積算してまいりたいというふうに考えております。

議長(新井 明君) 石井芳清君。

5番(石井芳清君) わかりました。歳出の方に移らせていただきます。

11ページ、総務費、財産管理費でありますが、町有地樹木伐採委託ということで、浅間神社周辺及び御宿台ということでございます。また、補正の最終経費でございますが、こちらには総務施設災害復旧費ということで補償金内の補正をされておるということでありますが、具体的に値を。また、たしか御宿台につきましては先般の中でも質疑もございましたが、町道の修繕に係る費用など、要するに道路陥没等が多数あるという中で、これは4者協定の中で一定整備に求めていくというような考え方を先般示されておったかと思いますが、今現在どういう成り行きと申しますか、結果が出ておればそれについて説明を求めたいというふうに思います。

とりあえず1点目はそれをお願いいたします。

議長(新井 明君) 氏原企画財政課長。

企画財政課長(氏原憲二君) まず、11ページの財産管理費の委託料の内容でありますけれ ども、これは先ほど説明でも申し上げましたが、御宿台並びに浅間神社、女山周辺というもの でありまして、町有地に係る民有地に覆いかぶさっているような木を伐採するということで、 浅間神社につきましてはおよそ20本、高さは15メートルぐらいになっておりまして、以前は行 政区の役員さんにより伐採等ご協力いただいたものでありますけれども、これは既に素人では 大変危険な状態で作業ができないような状態にあるということで、今回補正でお願いするもの であります。

また、御宿台につきましては台風4号により崩落した箇所、8カ所の修繕と枝の伐採を予定してございまして、作業員としましては40人工ほどを見積もってございます。

また、歳出の補償費の方でございますけれども、こちらにつきましては電気設備の配線を全部痛めてしまったというようなこと、それからコンクリートの基礎破壊等がありましたが、一応交渉の中では電気工事の配線に係るものが主たるものでございまして、今回協議が済みましたので補正させていただいたものです。

また、全体的に7月14日、15日の台風による被災につきましては、9月定例議会におきましても専決予算で民有地に崩落した土砂の撤去費用として211万5,000円、また補償補てん及び賠償金として55万4,000円を計上させていただいております。トータルで今回の補正と合わせますと285万8,000円ということでございます。

これは災害復旧、また今後の安全対策を行う上でも専門的・技術的な観点からの手法の検討、また経費の面からも御宿台の開発者である西武鉄道の協力が必要であると考えまして、8月1日に役場におきまして西武不動産販売とともに第1回目の協議を行っております。住宅地の安全性について開発者である西武鉄道にも責任の一端があるという観点から、今回の災害復旧、今後の対策について西武鉄道と協議し、その後9月27日付で書面にて負担分協議をお願いしたところであります。

11月末に西武鉄道取締役社長より回答が書面でございました。内容につきましては、平成13年7月2日付での夷隅地区開発事業、B地区の移管に関する確認書により移管手続はすべて解決しており、本事業は完了。御宿町へ移管後10年近くが経過しているなど、町からの協議には応じられないという内容でありました。またあわせて、西武グリーンタウン斜面調査の報告がありましたが、復旧対策は必要としながらも費用負担はできないという内容でありました。

町では、この内容について現在精査中でありますけれども、西武鉄道は土地の販売事業者で

ありますので、全く責任がないという考え方につきましては町としましても異論があるため、 千葉県企業庁や弁護士等と相談し、今後も西武鉄道株式会社と協議をしていく方針であります。 また、現時点で販売されていない法面につきましては、安全面が確保できるまでの間は販売し ないように申し入れをしておる段階であります。

所有者の不安を取り除くことが大切であるとは考えますけれども、効果的な対策や具体的な 手法につきましては検討にまだ時間を要するということでございまして、今回の調査結果の報 告も含めまして今後の対策、安全性の確保、そのための役割分担、費用負担等について引き続 き西武鉄道、西武不動産株式会社と協議をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお 願い申し上げます。

議長(新井 明君) 5番、石井芳清君。

5番(石井芳清君) 了解いたしました。次に進みます。

13ページでありますが、環境衛生費の中で修繕料、ビーチクリーナー75万円ということでありますが、これはそもそも導入してから何年たったのかということと、細かな修繕内容についての説明を受けたいと思います。また、昨年から小型のビーチクリーナーと申しましょうか、海岸清掃についてたしか企業側と交渉を重ねているというふうに理解をしておりますが、それは現在どのようになっているのか、あわせて説明を受けたいと思います。

議長(新井 明君) 井上建設環境課長。

建設環境課長(井上秀樹君) それでは、13ページの上段の衛生費で、この中の修繕料ということで、先ほど財政課長から説明がありました修繕料75万円ということですが、このうちの約30万円につきましては、7月、台風4号でしたか、そのとき多目地広場にございますビーチクリーナー格納庫が破損したことによる修繕料があります。残り約45万円につきまして、ビーチクリーナーそのものの後部の駆動を行っているオイルモーターが大分老朽化してきているということで、それのオイル交換とモーターの交換。現在使用年数は6年目に入っております。

議長(新井 明君) 藤原産業観光課長。

産業観光課長(藤原 勇君) 小型のビーチクリーナーということで、現在企業と交渉を行っている状況で、この12月20日に再来庁しまして保管場所の確認、また運搬方法を協議する予定となっています。前回の段階では、やはり小型といえども全長約6メーターほどの機械となる関係で、御宿町にそういう保管する倉庫や運搬する機械がなく、借用できなかったことでは難しかったということで、海岸の方へ仮設倉庫を観光協会の方で設置いただいた中で、1月から3月の約3カ月、今20日の段階で交渉がある程度確認ができれば、1月から3月の間借りる

形がとれるかというところでございます。

議長(新井 明君) 石井芳清君。

5番(石井芳清君) 小型のものは格納庫ということでありますが、どこの場所が考えられますか。

議長(新井 明君) 藤原産業観光課長。

産業観光課長(藤原 勇君) 中央案内所の脇に、夏、仮設のプレハブのハウスを設置する 管理棟の脇です。

5番(石井芳清君) 管理棟の脇......

産業観光課長(藤原 勇君) 中央海岸、案内所の脇ですね。

5番(石井芳清君) 一応来年1月早々からの可能性があるということですね。わかりました。

次に移ります。14ページ、教育費の中でありますが、外国青年家賃が減額ということでありますが、具体的にどういう内容なのか。また、この外国青年の滞在にあたっての家と申しましょうか、それはどちら側の責任でやられているのか。契約が外国青年であって、それを町が補助するのかどうか、その契約内容ですね。この移った理由がどちらのものかも含めてですね、それがちょっとわかりづらいので、それについて明らかにしていただきたいと思います。

また、次でありますが、中学校海外派遣補助でありますが、これはたしか昨年度もいろいろな議論がありまして、来年度も募集はかけてみたいということであったと思うんですね。その結果でこの事業について判断をするというようなことが、たしかこの間の経過であったと思うんですね。具体的に、この補正で今年は少なくとも行わないということで、それでは今度どうするのかですね。これについて、この中身の経過と今後についての町教育委員会の考え方について説明を受けたいと思います。

それから、同じく教育費でありますが、15ページの体育施設費ということで消耗品ということで、先ほどの説明ではグラウンド補修におけるにがりの追加購入というようなご説明があったわけでありますが、これはグラウンドも、あそこは風も大変強いということと、特に先ほどからの説明であります台風と大雨ですね。これで表土が流される実態があると思うんですね。 先回の議会でもこの点はただしたところでありますが、特に社協からおりてくる管理道路、それから線路わきのフェンスがありますね。あのフェンスの下にたしか側溝が敷設してあると思うんですね。この間も言いましたけれども、その側溝にその奥の草木等が入り込んでいて、やはり土砂等も流れ込んできますから、そこがたまってしまうとそこで水がせきとめられて、ほ

とんどが真っ直ぐ野球場の方に向かってくると。あそこの野球場のフェンスの前も若干低くなっておりますので、そこが深さ15センチ以上の水たまり状態になってしまう。これはきのう今日の雨でも多分水たまりになると思うんですね。ですから、その水をどう排出するかというのが非常に大事だと思うんですね。

要するに、側溝からの水、それからB&Gから出てくる管理道路を伝わって、ベーチングが入って水は途中で切るようにはなっているんですけれども、その両方の水がグラウンドにそのまま真っすぐ来るというのが実態だろうと思うんですね。ですから、この間もそういう形で提案させていただきましたが、その辺を含めてどうやられていくのか。また、そのフェンスの終わりあたり、テニスコートの手前にちょうど集水ますの大きいのがあると思うんですね。そこからマンホールになってずっと下の矢田の方に水は行くようになっていると思うんですが、そのマンホールを利用すればかなりの水をはくことができるんだろうなと思うんですね。

そういうことの検討も含めまして、確かにグラウンドそのものをきちんと管理していただく ことも大事なんですけれども、その周りの周辺をきちんと管理していただかないと、昨今非常 に雨が降ると物すごい量の雨が降るような状況もありますから、やはりきちんとやっていただ きたいというふうに思うんですが、その辺も含めまして答弁をいただきたいと思います。

議長(新井 明君) 田中教育課長。

教育課長(田中とよ子君) それでは、1点目の外国青年の家賃ですか、家屋の契約等につきましては、町が住まいを確保してALTに入っていただくと。その中でALTから家賃の一部を負担してもらうという形で、契約については御宿町が家主ということになっております。

5番(石井芳清君) 今回は町の意向で......

教育課長(田中とよ子君) そうですね。今回住まいをかわっていただきました、転居した 理由としては町側の理由でかわっていただいたということですが、環境等については少し中学 校からは遠くなるのですが、小学校、公民館、保育所等それぞれ担当していただいております ので、そういった意味では環境的にはさほど悪くなっていないということで考えております。

次に、中学校の海外派遣についてですが、先ほどお話ありましたように平成18年度は募集をかけた時点で6名の希望、今年2年生、3年生を含めた中で募集をさせていただきましたが、9名の希望ということで、15名の最低の人員確保というところではその人数に満たなかったということで、今回も派遣については中止をいたしました。来年度以降につきましては、この事業につきましては中止の方向で現在考えております。

この目的としては、海外へ行って外国の人たちと接するというようなことが目的で始めてい

たんですが、今年度は、御宿中学校ではないんですが、小学校の子供たちを対象に外国と御宿の関係についてを知ってもらうことが大事ではないかということで、御宿町は既に歴史の中で400年前の史実がありますので、そういったことを小学生の授業の中に取り込んで、御宿町にはそういったことに詳しい方がいらっしゃいますので、外部の方の力をおかりした中で御宿町の歴史と国際化について、外国と御宿のことについて触れる時間をとって授業を進めておりますので、そういったことも中学校に広げていきたいというふうに考えております。

次に、体育施設のグラウンド周辺の水のはけ方といいますか、水についてなんですが、確かに現状でもフェンスの周りに砂が寄ってきてしまう、吹きだまってしまうという状況の中で、今回なるたけ砂が飛ばないようにということで、にがりを入れるように対応することで補正をお願いしたんですが、現在、周辺の側溝につきまして、再度側溝の中の土を全部取り去るように、またフェンスの周りにある草とか砂とかそういったものをまず取って、側溝が正しく機能するような状況にするということで現在作業をすることで進めております。今ご指摘ありました真ん中にある水をはく場所にということで、工事の内容についてのご指摘がありましたが、これにつきましては担当の方でも検討しておりますが、すぐに実現できるかどうかは今ここでは発言を控えさせていただきたいと思います。

以上です。

議長(新井 明君) 石井芳清君。

5番(石井芳清君) 了解いたしました。

外国青年家賃については減額ということでありますが、環境そのものについては、たしかこれまでは、私の知るところでは中学校のすぐそば。先ほど枝の伐採をするというような場所だったかなと思うんですが。今回かわるというのは具体的にどの地域、どのような場所になるんでしょうか。

それから、基本としてはやはり風通しもよく健康的に過ごすことができるという環境ですね、 住環境がやはり優先されるというふうに思うんですが、減額されて、減額されたなりのそうい う住居というのでは余りにもかわいそうだなと思いますので、ちょっと具体的にわからないの でその辺含めて、また、その住居をあっせんするにあたっての、契約にあたっての基本的な考 え方について再度いただきたいと思います。

議長(新井 明君) 田中教育課長。

教育課長(田中とよ子君) 場所につきましては、新町の女山のところから、浜のニューハ ワイの前のマンションをお借りするということで、環境的には景色もよろしいですし、多少間 取りが狭くなるということはありますが、一人で住む環境においては十分ではないかということで、本人の意向を踏まえた中でこの場所に決めさせていただきました。

議長(新井 明君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

発議第1号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第10、発議第1号 道路特定財源に関する意見書を議題といたします。

提出者、式田孝夫君、登壇の上、提案理由の説明を願います。

(9番 式田孝夫君 登壇)

9番(式田孝夫君) 発議第1号。

平成19年12月13日。

御宿町議会議長 新井 明様。

提出者 御宿町議会議員 式田孝夫。

賛成者 御宿町議会議員 小川 征、伊藤博明、瀧口義雄。

道路特定財源に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

道路特定財源に関する意見書。

道路は、住民の日常生活ばかりでなく観光客の来訪や地域経済・社会活動における人・もの・情報の移動を支える最も重要な社会基盤であり、高齢化や少子化が急速に進展し人口減少社会の到来が現実化しつつあるなかでは、安全で安心できる暮らしのためにバリアフリー化や交通安全対策、防災対策などの道路整備も喫緊の課題となっています。

さらに、地元の農林水産物を中心とした地場産業の振興や豊かな観光資源を活かす観光振興

のために、県内ばかりでなく全国各地との交流を促進する高速道路などの整備や観光シーズンにおける渋滞対策も必要です。

また、首都圏の三環状道路が有効に活用され、移動範囲がより広域的となる高速道路の通行料金の引き下げの取組みは、地域づくり、まちづくりに様々な波及効果が期待されます。

一方、高度成長時代以降整備された膨大な既存の道路が更新時期となりつつあり、その適切で計画的な維持管理も大きな課題となっており、特に老朽橋梁に関しては調査体制の取組みも必要となっています。

この様に、まだまだ十分となっていない道路の実情の中で、去る11月13日に国土交通省から中期計画(素案)が示されましたが、今後とも、地方が真に必要としている道路整備を確実に推進できるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 一、道路中期計画における真に必要な道路の整備や維持管理のための事業量を確保するために、道路特定財源を、その制度趣旨に沿って一般財源化をすることなく、すべての道路整備と関連する道路施策に活用すること。
- 一、地方公共団体が必要とする道路整備が計画的に推進できるよう、平成二十年度以降も、 道路特定財源諸税の暫定税率を延長するとともに、地方道路整備臨時交付金制度を継続す ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月13日、御宿町議会。

内閣総理大臣 福田康夫様。内閣官房長官 町村信孝様。財務大臣 額賀福志郎様。総務大臣 増田寛也様。国土交通大臣 冬柴鐵三様。

よろしくお願いします。

議長(新井 明君) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(新井 明君) 挙手多数。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。 これより、13時30分まで休憩といたします。

(午前11時41分)

議長(新井 明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、伊藤議員より、都合により少しおくれるとの連絡がありました。

(午後 1時27分)

一般質問

議長(新井 明君) 日程第11、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問については 3回を超えることはできないことになっていますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

貝塚嘉 軼君

議長(新井 明君) 通告順により、10番、貝塚嘉軼君、登壇の上、ご質問願います。

(10番 貝塚嘉軼君 登壇)

10番(貝塚嘉軼君) 議長のお許しを得ましたので、ただいまから通告に従って一般質問をしたいと思います。

私は、3点ほどお願いしたいということで、来年度予算の策定方針について、市町村合併の 現状について、それから旧御宿高校の跡地利用について、この3点を担当課長もしくは町長に お話をお聞きしたいと思います。

まず第1点目、来年度予算の策定方針についてということで、私はもう皆さんご承知のとおり12月にはいつもこうしてこの話を聞くわけでございますけれども、先ほどのごあいさつの中で町長もおっしゃっておりました。大変厳しい中においていかに町民のためにバランスのいい予算を組めるかということで、非常に苦労されているというようなお話もありましたけれども、私も最近、特に我が町を取り巻く経済状況、そういうものは我が町だけじゃなくて全般的にガソリンとかそういうものの値上がりが直接生活に大きなダメージを与えるというのが、今日このごろでございます。それだけに、やはり本町においても非常に厳しい予算を立てなければな

らないと、皆さんの苦しい心の内を感謝して、わかっております。

しかしながら、やはり苦しいとはいえ、町民の生活の安定と安心した生活を送ってもらうためには、やはり町がそれなりの予算を組んで町民の同意を受けて進めていかなきゃならない、 これが町の運営だというふうに思います。

よって、ぜひ今年度も、先ほども予算ありましたけれども、そういう中で非常に、来年度の 町民税の徴収、あるいは国民健康保険の徴収、あるいは企業会計である水道会計、あらゆるこ とに予算が要るわけで、厳しいんじゃないかなというふうに思います。そういう中で、できる だけ経常経費を省いて投資的経費に回せるような考えを持って、それも投資的経費というもの はやはり投資してその見返りがある、そういう投資的経費が組めれば非常にこれはいいわけな んですけれども、当町においては投資的経費というと来年度は小学校の大規模改修、耐震の改 修等でなかなか地域経済活性化のための投資的経費が組めないというようなことがあるのでは ないかなと、私なりに考えております。

その中で、やはり19年度予算を立てたときにも町長からのお話がありましたけれども、ゼロ 予算あるいは町民と行政が一体となって力を合わせていくんだというような形の中での予算組 みをきちっとした中で、今日まで執行してきたわけです。このベースはますます町民の負担増 にもかかわることとは思いますけれども、それらをご理解いただいた中で行政も無駄を省いて、 我々も時と場合によっては、やはり議会としてもそれに対して協力していくということもある というふうに思います。

この時期に予算を作成する、これは今までにない本当に重要な、また厳しい、そういう立場に置かれているわけでありますので、その辺のところをひとつ町長さんにもお聞かせ願いたいなというふうに思いますので、どうかいろいろと事情はあるでしょうけれども、基本的な考えをお聞かせ願えればと思います。まずお願いいたします。

議長(新井 明君) 氏原企画財政課長。

企画財政課長(氏原憲二君) それでは、来年度予算の策定方針についてご説明申し上げます。

まず、平成20年度の財政見通しでございますけれども、償却資産の補完や新築家屋の増加などによりまして基幹となる町税収入においては若干の増が見込める一方、地方交付税の出口ベースでは4.2%の減少が示されていることなどから、歳入全体としまして一般財源の伸びを見込むことは非常に難しい状況にございます。また、歳出面におきましても、少子高齢化や医療費制度の見直しに伴う社会保障費の増加、さらには大型公共事業債や普通交付税の一部振りか

えである臨時財政対策債などの影響によりまして公債費が償還のピークを迎えることなどから、思い切った改革を行わなければ収支の均衡が図れなくなるといった、大変厳しい状況であると認識しております。

こうしたことから、議員のご質問でもある来年度予算の策定方針でございますが、平成20年度は「協働の推進と創出する行政運営」をテーマに掲げ、これまでの行政サービスを単に予算規模に合わせて縮小するのではなく、厳しい財政状況の中でいかにサービスの充実を図るかといった観点で、創意工夫を凝らしながら職員が一丸となって課題解決に臨みます。また、分権化の進展によりまして地域の活力と創出力が強く求められております。施策実施にあたりましては、行政のみならず住民や企業、NPO、ボランティアなど地域の多様な力を集結させることはもちろん、分野を超えた総合的かつ横断的な施策への転換や、ハードとソフトを融合した施策の検討を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、具体的な政策課題及び義務的経費の状況でございますが、人件費や公債費、医療費等 法定負担金など義務的経費の需要額を考慮し、当初予算において投資及び政策経費に充当可能 な額は、一般財源ベースで約5,000万円程度になると見込まれます。参考までに、平成18年度 の投資的経費充当一般財源につきましては1億円を超えており、三位一体改革などにより自主 財源確保は年々厳しい状況となってきております。

政策課題におきましては、今年度から2カ年の債務負担行為を設定しております御宿小学校 耐震補強の早期完成のほか、継続事業で実施しております岩和田漁港整備や実谷地先の町道 0106号線改良、清掃センター最終処分場閉鎖に向けた段階的な取り組み、さらには中山間総合 整備事業につきましても現在検討が進められておるところであります。

一方、義務的経費の状況につきましても、中学校改築や臨時財政対策債などの影響により公債費が償還のピークを迎え、また高齢化に伴う特別会計繰出金等の増加が見込まれております。財政の状況は年々加速度的に厳しくなってきており、予算編成にあたりましては将来展望をしっかりと見定めながら事業選択を行うことはもちろん、前年度踏襲型の歳出構造では非常に厳しい状況であることから、事務事業の抜本的な見直しを初め横断的な施策の検討や協働による関係を十分に考慮し、歳入に見合った適正な事業調整を行っていく必要があると考えております。

以上であります。よろしくお願いします。

10番(貝塚嘉軼君) 非常に厳しいということが聞き取れてわかりますけれども、一つだけお願いしておきたいことがあります。それは、小さいお子さんを持った若いご家庭の方たち

から、お子さんの医療が非常にかかるということで、町からの援助をもう少しお願いできないだろうかというようなお話等をお聞きします。それと同時に、やはり子供を対象とした病院が少ないということで、国吉病院がようやく建設にこぎつけたという中で、ぜひそういう新しくできる国保国吉病院について小児科医が常駐できるような形を、管理者としてぜひ早期に要望してほしいなというようなお願いも、予算編成にあたってちょっと違うかもわかりませんけれども、そういうことをぜひお願いしたいなと、それなりの、町も病院運営のために負担もするわけですからお願いしたいというふうに思います。

ともあれ、とにかく大変だと思いますけれども、町民に対して不安のないような生活を送ってもらうことを主眼として、予算編成を考えて立ててほしいなというふうに思います。

続いて、市町村合併の現状についてということで、6月議会でたしか町長さんの答えは、近村の状況を見て対応していきたいというような答弁があったというように記憶しております。 その後どのような状況になっておるか、今後もまたどういう方向に進んでいくのか、できたら町長さんにお聞きしたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長(新井 明君) 井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま貝塚議員のお尋ねにつきましては、6月に式田議員からの質問がありまして、県の合併構想を受けまして県を含めた事務担当レベルで今勉強会を実施しているところでございます。これまで4回実施した中で、各市町の実情として、それぞれ事務事業の見直し、定員管理の適正化、経費節減等の行政改革を推進しておりますが、組織の集約化や退職者の不補充などの対応をかなり進めており、人員削減等については、当町と同様に限界に近づいているのではないかというような報告を受けているところでございます。

このような各市町の実情を踏まえて、やはリスケールメリットを生かすことが行政のスリム 化、また自立した自治体への転換に有効な手段であると考えております。しかしながら、これ までの答弁を繰り返すようになりますが、各市町の動向を踏まえますと、現段階におきまして は具体的な協議、歩み寄りに入るには機が熟していないのではないかと、私はそのように判断 をしております。

先ほど、また以前から申し上げておりますが、市町村合併は分権型社会の到来により実質的 転換が求められている地方自治体において、自立した自治体へ進化するために最も有効な手段 であると考えております。しかし、これまでの合併協議や他の地域の状況などを踏まえますと、 慎重の上にも慎重を期さないければならないと考えておりますので、今後とも近隣市町村と十 分に協議をするとともに、状況に応じて議員の皆様と相談しながら、機を逸することなく柔軟 かつ前向きに働きかけていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

10番(貝塚嘉軼君) よくわかりました。

一つだけ、私どもに寄せられる町民の声とか全体の声ではございませんけれども、10人のうち5、6名ぐらいは、いろんな話をした後に必ず「合併はどうなっているんですか」という質問をされます。今協議中ですと、県の指導を仰いで担当レベルで協議していますよという答えしかできないわけですけれども、その次に出る言葉は「御宿は合併について住民投票したじゃないか」と。それは違いますよと言っても、先に行った住民投票はあくまでも合併するかしないかというふうに解釈されている方が多くて、住民の半数以上は合併に賛成したのに何をやゆってるいのか。話によると、議員さんがそれを拒んでいるということじゃないかという話を今もって聞くわけなんですけれども、私どもは「そうじゃないですよ」というようなことは話をして、町長が議会で答弁しているようなことをオウム返しにお話をしているわけですけれども、どうかそういう町民の方々が御宿の将来について非常に考えているということを執行部も心に置いて、これからも合併についてはやはりないがしるにするでなくて、機会があったらやはり井上町長さんにはリーダーシップをとっていただいて、早くそういう話し合いができるような形をとっていただければ、私どもも町民に対していろいろと話ができるんじゃないかというふうに思います。

答弁は要らないですけれども、そういうようなことをお願いして、次の質問、旧御宿高校の跡地利用について。これも町民からよく言われるんです。ですから、県の方針が決まり次第、町としても何らかの話はしていくでしょうと。今のところひとつ議会においてはこうだという町の話は聞いていないということで、町民が非常に興味を持っているというか、注目の的であるという一つの事柄として高等学校跡地の利用について、町長はいかように考えているかお答え願いたいと思います。よろしくお願いします。

議長(新井 明君) 井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま貝塚議員さんからお尋ねがありました御宿高校の跡地利用でございますが、旧御宿高校は、ご承知のとおり平成18年度をもって閉校となり、現在は進入ができないよう入口も閉鎖されている状況となっています。現在、施設管理につきましては勝浦若潮高校が行っております。旧御宿高校につきまして議員の皆様には大変ご心配をいただき、本年度も町村議長会へ県の要望として福祉関係の学校誘致などについて要望も提出していただいたところであります。

さて、現在旧御宿高校跡地は県の総務部管財課の所管となっており、その取り扱いにつきましては県教育長、教育政策課、財務施設課との連携により今後の取り扱いについての対応がされているところでございます。千葉県の所有する物件であることから、施設の活用方法については町村議長会の要望事項に対する正式な回答が待たれるところであります。しかしながら、事務レベルにおいて聞き取りをした現在の県管財課における旧御宿高校跡地取り扱いについて基本的な考え方は、売却処分により県財政に寄与させたいというものであるというふうに伺っております。

また、売却にあたって県においては、学校や企業等への誘致活動は考えていないというものでありました。逆に、町の意向としては誘致したい学校等がある場合については、県に相談してもらいたいということでもありました。また、今年10月には大学を経営する学校法人から千葉県総務部管財課へ、セミナーハウスの整備候補地として物件の照会があったという情報をいただきましたので、10月末に県の管財課へ出向き状況を確認してまいりました。町が要望する福祉専門学校の誘致が難しいということならば、大学のセミナーハウスでも町活性化に十分寄与するのではないかと考えております。近日中に問い合わせた大学へごあいさつに伺いたいと考えております。

また、町といたしましても、町村議長会で要望されたように、JRの利用促進や地域の活性 化に寄与する学校施設としての活用が望ましいという方針を基本に、県との連携を密にし、情 報の収集や誘致活動の展開をしてまいりたいと、このように考えております。近日中に先ほど のところにお伺いしたい、このような状況になっております。

10番(貝塚嘉軼君) ぜひそういう県の方針と、あるいは町の考えと一致した中で、そういう大学のセミナーハウス候補地として再出発できれば、やはり町の活性化にもつながっていくだろうというふうに思いますので、ぜひそういう方針を考えておるのであれば、一日も早く答えが出せるように努力していただきたいというふうに思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

中 村 俊六郎 君

議長(新井 明君) 8番、中村俊六郎君、登壇の上、ご質問願います。

(8番 中村俊六郎君 登壇)

8番(中村俊六郎君) 通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

3点につきまして町長、担当課長に質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

最初に、清水川の河川整備についてですが、このことにつきましては2級河川への昇格を含め県へ要望などされているところですが、いまだ改修計画が不透明な状況にある中で、今後町はどのような形で関係機関との調整及び検討を行っていくのかについてお願いしたいと思います。

議長(新井 明君) 井上建設環境課長。

建設環境課長(井上秀樹君) それでは、最初の清水川の河川整備についてということですが、この件についてはまだ具体的といいますか、清水川の状況、清水川に係る河川管理については久保橋を分岐に下流側を2級河川とし千葉県、上流側が普通河川として町が管理しているところでございます。

ご質問の河川整備に関しましては久保橋上流を意味することと思われますが、上流部につきましては下流部同様一体的な管理による総合的な整備が切望されるところですが、2級河川に昇格し、千葉県による管理が適切ではないかとのご意見の中で、県事業要望や出先機関の夷隅地域整備センター等と再三協議をしてまいりましたが、事業実施に至るまでには県の理解が得られない状況のままとなっております。

今後につきましては、地形の形状測量などの資料をもとに事業要望書を提出するだけではなく、地形図に基づいた河川線形協議や調整など、具体的なものを盛り込んだ協議を県に申し入れてまいりたいと思います。

8番(中村俊六郎君) 清水川の久保橋から上の整備については、先輩議員が何回も町には申し出ているというようなことも聞いております。その間20年、30年たっていますけれども一向に進まないということで、2級河川に昇格してもらって県がやってくれればそれが一番いいことなんだろうと思いますが、それもなかなかいかないという中で、町が管理している久保橋から上の部分について、町独自でこれから整備していく考えはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長(新井 明君) 井上建設環境課長。

建設環境課長(井上秀樹君) ただいまの整備状況につきましては、先ほども申し上げました線形の問題、それから周囲の宅地化している状況等を総合的に考えなければならない部分がたくさんあります。状況的には、現在災害的に崩れている場所等がございますので、現在の場所については部分的な対応はしていきたいと、そのように考えておりますが、総合的にこの部分だけという話は、あと後いろいろございますけれども、総合的にまた全体を見ていきたいと

いうような考えでおります。

8番(中村俊六郎君) わかりました。

2番目の久保字下沢地先の排水整備についてですが、本地区は矢田地先や御宿中学校地先からの雨水による影響を受けやすく、台風の時期などに近隣住民が大変不安な状況に置かれております。このような中で住宅建設も増加傾向にあり、今後さらに本地区にかかわる影響が過大になることが予想されております。一日も早い整備をお願いしたいと考えますが、町はどのように考えているのか回答をお願いいたします。

議長(新井 明君) 井上建設環境課長。

建設環境課長(井上秀樹君) それでは、ただいまの内容について。排水整備においては従来から道路面の排水の受け皿としての整備という、道路管理面での考え方が主流となっておりましたが、近年では浄化槽の放流水や宅地排水の流末としても利用され、用途が多目的化されているようになってまいりましたので、当初整備された状況との生活様式の変化の中で大きく目的が変わりつつあります。

このため、場所によっては従来型の側溝断面では不足しているケースも出てきているのではないかと思います。特に、農業用排水路に住宅排水が流されているケースについては、休耕田からの排水と宅地化された農地からの地下浸透されない雨水が集中的に排出されるようになってきており、本年も台風4号など豪雨による被害が発生し、地域住民に避難勧告など被災対応をお願いしたところです。防災対策における基盤整備については、ハザードマップや避難への誘導灯の整備などを進めておりますが、このような整備と同様に災害対策としての土木施設の整備も検討していきたいと考えております。

しかしながら、対策を進めるには現況の把握をする必要がありますので、まずは原因究明を 行いたいと思います。早速流域における水量及び排水等の状況把握を行い、対応検討をしたい と考えております。

8番(中村俊六郎君) この地域については、たびたび台風や大雨の被害を受けまして、床上浸水とか床下浸水とかも起きている状況の中で、この一、二年という話ではなくてもっと昔からもそういう状況にあった中で、本当に住民の安全を守るということで役場としてこれから本当に具体的に、町民が安心できるような施策をきちっと住民に知らせないといけないというふうに思いますので、その点につきまして十分考慮しながらやってもらいたいと思います。この地区は、さきに述べました清水川の改修工事と一体となったような場面もありますので、その辺も関連しながら一緒に工事等を含めてやっていただきたいというふうに思っています。よ

ろしくお願いしたいと思います。

次に、土木工事における整備計画についてですが、町内の土木工事において、町は均等な予算配分により整備事業を実施されているところですが、事業の緊急性、必要性などを考慮し、 事業の優先性を生かすことも必要と考えますが、町として住民からの要望に対しどのように対応していくのか、今後の方針について伺いたいと思います。

議長(新井 明君) 井上建設環境課長。

建設環境課長(井上秀樹君) それでは、整備計画というようなことですが、実際この要望につきましては各区の土木委員さんからまず要望書を提出していただいております。提出に基づいた中で調査検討を課内で実施しまして、均衡が図られるような整備計画を立てておりますが、そのようなことで順次しているということなんですが、これが実際事業量がかなり大きいものになりますと町単独ではなかなか財源確保できないというようなことで、国や県の事業認可を受け、補助対策をやるというようなことで適宜財源節減を行うというようなことを考えて進めております。

ご質問の事業優先性における町の採択基準というようなことですが、残念ながら現在明確なものを持ち合わせておりません。今後、また新たに皆さんから要望も出てくるかと思いますが、それらについては非常に苦慮するところですが、限られた財源の中で各区の委員さんから出されたものについてできるだけご理解いただけるように今後説明してまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

8番(中村俊六郎君) このことについては、町中のものについてはほとんど整備できているんじゃないかというふうに思われますが、線路から山側についてはまだまだ大分おくれている部分があるということで、そういう部分をこれからどうやってやっていくのかということで質問したんですが、その優先順位についてはなかなか一概に決められないという部分があろうかと思いますが、町の均衡ある発展を図っていくには、やっぱりおくれている部分をどうするのかということが今問われるというふうに思いますので、その辺のことについて再度検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

最後に、町長にお伺いしますが、ただいま述べました線路から北側の矢田地先からずっと高山田、久保の川寄りの方について、今後どのように町としてはその地域を利用していくのかということをお聞きしたいと思います。

今、あそこに住んでいる人たちは本当に今述べたように身近な生活基盤もおくれているという部分で、その周辺については住宅もこれから建っていくような状況にあります。住宅が建っ

て、後追いでインフラの整備をやるにはなかなかままにならない状況の中で大変困難な状況 も見られますので、今のうちに、いろいろインフラ整備ができる部分についてはまだまだ開発 途中でありますので、きちっと整備できるのかどうか、その辺の青写真は町として持っている のかお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議長(新井 明君) 井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま中村議員がお尋ねのところ、その地域については、ここ数年の間に非常に宅地化が顕著に進んでいるところだと思っております。もともと農地における排水施設またはそれらについては整備されているものと考えますが、宅地対応がないところですので、今後は地域的な道路、また排水施設整備を含め防災対策も考えながら土地利用を十分考慮して考えていきたいと、このように考えております。

8番(中村俊六郎君) 財政的に大変厳しい状況にあるということでありますが、あそこに住んでいる人たちも同じ税金を払っているわけですので、その辺を考慮しながら今後より住みよい地域にしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。(拍手)

議長(新井 明君) これより2時15分まで休憩といたします。

(午後 2時07分)

議長(新井 明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時20分)

石 井 芳 清 君

議長(新井 明君) 5番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

(5番 石井芳清君 登壇)

5番(石井芳清君) 5番、石井です。通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

負担を軽減し、安心して暮らせる町づくりについてお伺いしたいと思います。

先ほどの補正の中でも幾つか質疑がございました。また、前段も同様の趣旨の質問があった わけでありますが、特にこの間、原油高によるガソリン代など大変高騰しております。特にガ ソリンにつきましては2004年度初頭に比べて全国平均で5割高、軽油は6割高、灯油などにつ きましては2倍強と軒並み上昇しております。そして、直接的には本町におきましてもハウス 栽培農家、漁業者などの事業者に大きな影響を与えるというものです。

先ほどの中でも税収の中で問題点の報告をされておりましたが、漁業者におかれましてもやはり不漁続きということとともに、どっちみち出て漁がないんだったら何をしようかという中で、みずから制限をすることによってさらに漁獲高が低減するという二重、三重の生活苦があるというやに聞いております。また、これら原油というのは、あくまでも食品、工業組合に幅広い影響をもたらすものだというふうに思います。私たちが、ちなみにこういうふうに使います紙、こういうものにつきましても今月に入りまして1割以上上がっていると。これは当然町としてもそういういろんなもの、紙も当然使うわけでありますし、町当局の事業費につきましても来年の新年度予算には当然こうしたものが反映してくることで、これは当然町民の暮らしにとっても大変大きな問題であろうというふうに思います。

こうした今の町民の暮らし、町長としてどう感じておられるのか、本日所信表明の中でも表明されておりましたが、再度これについてお考えをお伺いしたいと思います。

議長(新井 明君) 井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま石井議員の、負担を軽減し安心して暮らせる町というご質問でございますが、社会情勢、経済情勢が刻々と変化する中で、だれもが安心して暮らせる町づくりは私としても究極の課題であり、また目標であります。

ご指摘のとおり昨今の燃料の高騰、またそれに伴う生活必需品の高騰は私といたしましても大変気にしておりますし、また憂慮しているところでもあります。町におきましても、国の行財政改革による交付税や補助金の減少など歳入の減額が見込まれる中、今後は公債費のピークが23年にやってきます。こういう状況の中、引き続き厳しい財政運営を強いられている中で、今後少なからず影響が出てくるものと非常に懸念をしているところでございます。

ただいま議員が言われましたように、物価の高騰、特に最近は生活必需品、その他、またガソリンが今までにない高騰という二重、三重のピンチの中で、現在第5次行財政改革大綱を作成いたしまして、また、平成20年度予算につきましても今後具体的な作業に入っているところでございます。石井議員の質問の趣旨につきましては真摯に受けとめ、町民が安心・安全で暮らせる町づくりを目指し鋭意努力していきたいと、このように決意をしているところでございます。

5番(石井芳清君) わかりました。

これから予算の算定に入っていくということでございますが、少なくとも安易な住民転嫁を なさらないように十分な努力をお願いしたいと思います。できれば、新たな負担軽減について の施策、こうしたものも新年度に提案いただけるようなご努力もいただきたいというふうに 思います。

それでは、そうした決意を受けまして2つ目の質問に移らせていただきたいと思います。 医療制度改革について伺います。

医療制度改革の中で健診制度が大きく変わるというふうに伺っております。その内容についてご説明を求めたいと思います。特に、特定健診、特定指導というような言葉が見受けられますが、これはどういった内容なんでしょうか。そして、これは今までの町の健診業務とどう違うのか。それらも含めまして説明を受けたいと思います。

議長(新井 明君) 米本住民水道課長。

住民水道課長(米本清司君) それでは、特定健診の関係につきまして説明をいたします。 保険者は、平成20年4月より「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行にあたりまして、 5年ごとに特定健康診査等の実施計画を定めます。そして、加入者に対しまして特定健康診査 を行うことが義務づけられたわけでございます。その内容につきましては、特定健康診査等の 具体的な実施方法に関する事項、実施及びその成果に関する具体的な目標、その他特定健康診 査の実施及び適切かつ有効な実施のために必要な事項を策定しまして、具体的には内臓脂肪型 の肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、特に糖尿 病等の有病者予備群を減少させることが目的であります。

保健指導につきましては、内臓脂肪症候群に着目した生活習慣の改善に重点を置いた指導が主体となります。また、保健指導の必要性に応じまして情報提供、動機づけ支援、積極的支援という3段階に分類を行い、評価まで検証するものでございます。また、健診内容につきましては、問診、計測(身長・体重・血圧、腹囲)あとは中性脂肪や肝機能、血糖値、尿検査等を実施する予定でございます。対象者につきましては、40歳以上74歳までの加入者ということでございます。

従来の健診と違うところでございますが、今までは住民基本健診という方法で行っていたと思います。それにつきましては、住民対象に実施していたわけです。この保険者も同じように町でございますけれども、それぞれの保険加入者がそれぞれの加入先で特定健診を受けるということでございます。

5番(石井芳清君) そうしますと、ちょっと先ほどの中でわからなかったのは、これまでの基本健診とこの特定健診、特定指導、その他、今の説明の中にも大きく制度が町から保険者にかわるということが言われましたね。そういうことがあったものですから、それは要するに

今までの基本健診、住民健診は残すのか残さないのかも含めて、もう一度その辺。

議長(新井 明君) 米本住民水道課長。

住民水道課長(米本清司君) 今までの健診業務につきましては、一部を除きまして各保険者が行うようになると思います。後期高齢者の関係の法律で行いますのは特定健診ということで、新しい制度が入ってまいります。そのほかに健康増進法に基づきまして、例えばがん検診等につきましては従来どおり行うというような考えでおります。

5番(石井芳清君) これは医療制度の改革といっても、今おっしゃったように多岐にわたった中で今回改革が行われたということで、その幾つかの例の中で説明を受けているわけで非常にお互いわかりづらいところがあろうかと思うんですが、残すといったのは、もう一度確認いたしますが、それは例えば町一般会計事業の中で残すということでしょうか。それとも、すべてそういう保険者、例えば国民健康保険だったら国民健康保険の事業の中の加入者に対して行う、社会保険だったら社会保険の加入者に対して社会保険の事業者が行う。わかりますか。それと、この私が最初に質問を求めているものとの違いを、もう少しわかりやすく説明していただきたいと思います。

議長(新井 明君) 米本住民水道課長。

住民水道課長(米本清司君) 平成20年4月より実施されますのは、まず法的に言いますと「高齢者の医療の確保に関する法律」をもとに行うものであります。それが特定健診。そして、それは社会保険、国民健康保険、共済保険、船員保険、いろいろな保険がありますが、その保険者にそれぞれ義務づけられるというものが特定健診でございます。それ以外の健康増進法に基づいて行う、例えば先ほども申し上げましたが、がん検診等については町が事業を行うということでございます。

5番(石井芳清君) 確認なんですが、一般会計で行うということでよろしいですか。わかりました。

かように非常にわかりづらいということであります。ですから、やはりこの辺は今後まだ定まっていない部分もあるわけでありますけれども、どのように説明をしていくかということが 大変大事だろうと思います。ちょっと後段にもこれに関する内容が含まれておりますので、次 に移ります。

次に、高齢者と障害者の対応についてお伺いいたします。

65歳から74歳までの障害者、寝たきりの人、この人はどのような制度による助成があるのか。 特に、医療助成制度について。特に今回の法律改正、新たな制度改革の中で、こういう障害者 の方が2つの制度を、簡単に言えば選択できる状況だというふうに私個人は理解しております。その場合、具体的にどういう例があるのかどうか。

それから、もう一つは、その制度のどちらかをとることによって、それぞれの利益・不利益が生じる、制度が違いますからね、いろいろな部分で。当面凍結するという部分もあるように聞いてはいますけれども。それと、現在障害者医療については障害者が何級クラスかの証明書をもらうことによって、医療助成制度がありますよね。これも現行の制度の中の適用でありますから、例えば後期高齢者というのは多分その条例文には載っていないんじゃないかというふうに私は理解しています。そうすると、例えば後期高齢者制度を利用した場合、そういうものは利用できるのか、できないのか。要するに、そういうことがたくさんあると思うんですね。

ですから、それについて現状どうなっているのか。私個人としては、そういう不利益があった場合は、先ほども町長から答弁がありましたけれども、町として独自の対応はとれないのかどうか。また、逆にそういう制度に不備があれば、それについて国や県にその改善を求める、こういうことも必要だろうと思うんですけれども、これについてお尋ねいたします。

議長(新井 明君) 米本住民水道課長。

住民水道課長(米本清司君) まず、これまでの老人保健法に基づく老人医療につきましては、75歳以上のお年寄り、また65歳から74歳までの障害等を持っている方が加入するのが老人保健ということです。今回、後期高齢者というものについては、基本的には老人保健の内容をそっくり引き継ぐというものでございます。

また、どちらかを選択できるということでございますが、これはあくまでも障害者の方につきましては申請をしていただいて、それが承認された場合にどちらかを選択することができると。

また、有利なのか不利なのかという面があるんですけれども、その件につきましては、基本的には保険料等の賦課の違いによる金額の差が出ることもあるのかなというふうには思っています。

また、障害者に対しての医療費の助成制度ということでございますけれども、基本的には現在あるのは県の補助事業、御宿町で言えば「御宿町重度心身障害者医療費の助成に対する条例」というものに基づきまして、年齢に関係なく1、2級の障害者、重度の知的障害者等に対して医療費の負担分を県と町が2分の1ずつということで、全額を助成するというような制度がございます。

5番(石井芳清君) 差があり得るということは認めるわけですね。申請によって選ぶこと

ができると。認める認めないはあるという話でありました。その中で制度上の違いがあると。要するに差があるということでありますから、その辺も含めまして、県の制度であろうかとは思いますけれども、町としてもそれについて十分な説明、またそういったプラス・マイナスも含めて、こちらの方がこの方については有利だとか含めた助言というものを町はすべきじゃないかというふうに思いますので、これはまだ定まってない部分も多々あるというふうにも聞いておりますので、十分に調査研究をされて、住民のマイナスにならないような形での対応が町としてもとれるようにしていただきたいというふうに思います。

それから、次に移ります。後期高齢者医療制度と御宿町について伺います。

まず、どんな制度であるかということでありますが、まず保険料について伺いますが、たしか先般、県の方から連合会連合ですか、案が示されたというふうに理解しています。その案の中のモデルケースの中で御宿町の現況、本年度といたしまして比較した段階でどういう状況になっているのかということについてお伺いをしたいと思います。

それから、既存の国保会計における影響、財政的にどういう影響があるのか。後期高齢者になると世帯から抜けると、個人加入になるということのようでありますけれども、そうした場合、そうしても世帯としての経済と申しましょうか、財布は一つなのが実態だろうと思うんですね。その中でトータルとして今までよりプラスになるのかマイナスになるのか。モデルケースの中でどうなのかということで、まだ案でございますけれども、その中でどのように担当とすると見ているのかについてお伺いをしたいというふうに思います。

もう1点は、今度の制度でありますけれども、医療費や人口が増加した場合、保険料はどうなっていくのか。特に後期高齢者というのはほとんどの方が年金生活だろうと理解しています。

身体的には健康でいらっしゃるわけではありますけれども。しかし、みずから努力して新しい収入を得るという状況にはないというふうに思いますし、また、この間医療や年金の改悪の中でどんどん実質の目減りがしていると。先ほどの経済状況の中で保険料がどんどん高くなっているというのが実態だと思うんですね。今度の国の高齢者医療制度というのは、単純に言って医療費が増加したらどうなのかと、人口が増加したらどうなるのかということについて、案はどうなっているかについて説明を受けたいと思います。

この間、こうした中で、政府の方も国民から大きな問題提起がされて、半年間、例えばサラリーマンの扶養家族については凍結というような案も検討されているやに聞いております。 じゃ、半年間凍結されておりますサラリーマンの扶養家族というのは、御宿町では実際どの程度なのか、何人ぐらい把握されているのか。要するに、今回の制度の見直しが大きな影響がある

のかないのかというところで、私はこの数について知りたいというふうに思います。

そしてまた、今度の制度については、これまで老人国保については保険証は取り上げないというようなことですね。これはやはり高齢者の医療そのものが生死と直結するわけでありますから、ですから、これは取り上げないというのは当然だろうと思います。ところが今度の制度を見てみますと、これはこれまでの後期と同じような扱いになっている。要するに保険証を出すことができるというふうにうたわれていると思うんですね。現実、今県なんかで行われている案というのはどうなっているのか。また、それについて対応は町としてできるのか、要するに自治体としてできる部分があるのかないのか。裁量権があるのかないのかについて、どのように考えているかということについてお伺いをしたいと思います。

そうした中で、広域連合また町独自の減免制度については今どうなっているのか。案の中で、 またそれについて今度どう考えていくのかについてお伺いしたいと思います。

それから、次に、一定の年金額以下の方は普通徴収、これは町が直接収入によって徴収にあたるというふうに伺っております。それは具体的に御宿町では何人ぐらいやるのかということですね。それから、こうした制度でありますけれども、私自身もなかなかよくわからないという中で、うちの親なども該当者でありますので、先般町からカラーのパンフレットが送られてきましたけれども、大変細かくて非常に難しい内容だと思うんですね。専門用語もたくさんあるわけでありますから。こうした制度の問題点はあるんですけれども、現状の中では国としても4月1日から施行するということで動いていると思います。

そうした中で、あと3カ月後に迫った中で、こうしたものについてどう説明をしていくのかということも、町としても当然そういう責務はあると思うんですね。それともこれは連合が全部やるということでしょうか。町は普通徴収しか行わないということなんでしょうか。それもちょっと細かくはわかりませんので、そういう普通徴収の対応はどうとるのかということと相談業務、窓口について、またそれからそういうものを知らせていくということについて、町はどうなのかということについてお伺いをしたいと思います。

議長(新井 明君) 米本住民水道課長。

住民水道課長(米本清司君) それでは、初めに、保険料についてということでございます。まず、広域連合の保険料の算出の根拠は、高齢者の医療の確保に関する法律と施行令において定められた積算基準により算出しております。この保険料の率につきましては、おおむね2年を通じて財政の均衡を保つことができるものでなくてはならないということで、やはり法律で定められているということでございます。

保険料の額ということでございますけれども、広域連合で示されたものについてはケースが4種類ございます。まず、ケース1といたしまして、基礎年金受給者の79万円をいただいている方ということでございますけれども、これが広域連合ですと年間1万1,200円ということになります。

また、国民健康保険税ということになりますと基本的に固定資産税も賦課の対象になりますので、それを平均的な金額の5万円とした場合で計算させていただきました。その試算でいきますと3万7,900円ということで、このケース2については国保よりも広域連合の方が保険料が安いのではないかというような判断をしております。また、ケース2の厚生年金の平均的な年金額の受給者ということで、厚生年金208万円を基準として考えた場合には、広域連合が年7万6,500円、そして国保でいきますと10万4,000円程度になるというように思っています。

また、自営業者の子供と同居する者ということで、これはケース3でございますが、子供の年収が390万円、親の基礎年金79万円というケースにつきましては、広域連合が年3万7,400円、国保でいきますと3万8,500円程度というような試算をしております。また、被用者の子供と同居する者ということで、基本的には中小企業等に勤めている方、簡単に言うと給与所得の方と親が基礎年金の79万円ということでいきますと、広域連合の方が1万8,700円、ケースもいろいるあるんですが、国保でいくと3万8,500円ぐらいじゃないかというような試算をしております。

また、与党の高齢者医療制度に関するプロジェクトチームから示されたものがございます。 被用者保険の被扶養者については均等割額について半年の凍結と、また残り半年については9 割軽減の対応をとり、それ以降の1年につきましては5割軽減と、これはあくまでも均等割の ものについて述べてございます。

既存の国保会計への影響はということですけれども、平成19年度の当初予算をベースに推計しますと、歳入歳出の総額は大体10億5,000万円程度なんですが、これについては余り変動がないのではないかというふうには考えます。中身についてはまだ細かくは精査しておりませんが、まず歳入面においては保険税の医療分については減額になると予想しています。新しい制度で前期高齢者、後期高齢者というのがございます。後期高齢者は、先ほどからお話ししているとおり75歳以上ということです。前期高齢者というのは65歳から74歳と、基本的には年金受給者というような者でございますけれども、その支援金分が保険税として新設されます。その他交付金等についてはさほど変動はないというふうには考えております。また、歳出面におきましては療養給付費の伸びを若干見ましたが、やはり大きな変動はないと。また、従来の老人

保健の拠出金が国保の中にセットされていたわけですけれども、この分が減額となりまして、そのかわりに後期高齢者支援金というものが支出されます。これも、現段階ではほぼ同じような金額ベースじゃないかなというように考えております。医療費の伸びと新しい保険事業の経費を考えると、先にお答えしたとおり総額にはさほど変動はないものというふうには考えています。

次の、医療費や人口が増加した場合の保険料はということでございます。

先ほどもお答えしましたが、法に基づいて算出されており、そしておおむね2年を通じて財政の均衡を保つという観点からいきますと、医療費や人口が増加した場合にはそれに応じた保険料になると考えております。

また、半年間凍結と言われているサラリーマン扶養家族数ということでございますが、これは概算で、大体250人程度かなというふうには推測しております。

また、保険証の取り上げということですが、これもやはり法律ではっきりと明記されております。基本的には法第54条の第4項というところに、「保険料を滞納している被保険者に対しては被保険者証の返還を求めるものとする」というふうに規定されております。ちなみに、この滞納があった場合、滞納期間ということはやはり政令で規定されておりまして、1年間ということです。また、返還したときにはそれにかわる被保険者資格証明書、国保の場合と同じなんですが、そういうものを交付いたします。被保険者証の交付につきましては、保険料を完納、滞納額の著しい減少、災害その他特別の事情があると認められた場合は交付されるということになっております。

また、普通徴収と相談窓口についてということですけれども、75歳以上の年金受給者で年間 18万円以上支給されている方は、基本的には介護保険と同様に特別徴収、それ以外の年金の2分の1を超えた方については普通徴収ということで、口座振替や振り込みの形態ということに なります。75歳以上の年金受給者は大体1,750人ぐらい。その中で普通徴収等推測される人数については約300人程度ではないかと考えております。

広報についてということでございますけれども、今まで区長会あるいは広域連合のパンフレット、広域連合だよりというものを75歳以上の対象家庭には全戸配布させていただいております。また、そのパンフレットの中にはまだ流動的で確定していない部分が結構あります。この後、広域連合だより等、第2号を出すというお話がありますので、そういうものにつきましてまた、対象家庭に配布するというような形では考えております。

あと、独自の制度ということですが、基本的には広域連合の関係では均等割を所得計算に応

じまして7割、5割、2割というふうな軽減措置があります。また、被扶養者であった者に 係る保険料の減額として、資格取得から2年間の均等割額の10分の5を乗じた額の補助という ことで、そのほかにも徴収猶予等保険料の減免規定もございます。また、災害による財産の損 害や事業による収入の著しい減少などにも適用されるというものがございます。

その中で、町独自の減免制度ということでございますけれども、基本的には後期高齢者の広 域連合の趣旨には余りなじまないのではないかなと私どもの方は判断しております。それにつ きまして、千葉県全域を対象とした制度であるということで、県内での統一的な運用が行われ る必要があるのではないかというふうに考えるわけです。しかしながら、先に開催されました 広域連合議会におきまして、その減免の基準等については広域連合の見解としては、構成市町 村である地方自治体と協議をしながら要綱を整備したいというようなお答えをしていると考え ております。

また、市町村の方から、例えば広域連合への要望がある場合には、町村会や議会の意見とし て要望することは可能であるというふうに私は考えています。また、広域連合規約の17条には、 「広域連合の運営に関する重要事項を審議するために関係市町村の長から選出される者で構成 する協議会を置く」ということになっております。この協議会の細かい内容については、現時 点では私の方はちょっと把握しておりませんが、広域連合議会のほかにこういう協議会を置く というように規定されておりますので、そういうところへも反映することはできるのではとい うふうには理解しております。

5番(石井芳清君) ご説明いただいたわけでありますけれども、一つ確認をしたいのは、 先ほどもちょっと質問の中で触れましたが国保会計、それから今度の後期高齢者の中で、世帯 そのものは実質的には一つ、法律上ではなくて生計を営むという意味では一つなんですね。で すから、そういう面においてほとんど総額としては同じくらいの金額、国保会計も同じぐらい の金額ベースではないかという話をされているんですね。

ということは、今度新たに後期高齢者ができるということになれば、単純に言えばそれらを 合算すると。先ほどの中では御宿では該当者はおよそ1,750人だということですね。というこ とは、やはりその部分は生活を同一にしているわけですから実質的には負担が増えるというこ とで、今の推計ではなるんでしょうか。それとも下がっていきますか、その辺再度確認します。

議長(新井 明君) 米本住民水道課長。

住民水道課長(米本清司君) 均等割ですね、あとは人数割もございます。一概には言えな いところであると思います。

5番(石井芳清君) 総額として。

住民水道課長(米本清司君) 予算的なものでいきますと、そのほかに今のものに対して特定健診、保健指導、そういうシステムも出てきますので、その辺は例えば国保の場合ではある程度、国・県の補助が3分の1ずつあるとはいえ、そのことについては保険税等添加するようなことも考えられると思います。

5番(石井芳清君) 結果的には今以上の負担が見込まれるというふうに、私は今の説明で 理解をしてございます。

それから、ちょっと一つ、二つ聞き忘れましたが、今回の中で特に後期高齢者については医療を受けた場合、包括払い制度というようなものがつくられているというふうに伺っておりますけれども、そもそもこれはどういう制度なのか、制度の内容についてお伺いしたいと思います。

それから、先ほどからも説明を受けているわけでありますけれども、そうした中で総体とした健診事業はどうなのか。それから、これまで葬祭事業というのがあったんですが、これは今度どういう扱いになるのかも含めて説明をいただきたいと思います。

議長(新井 明君) 米本住民水道課長。

住民水道課長(米本清司君) 包括支払い制度ということでございますけれども、一言で言いますと医療費の定額支払い制度ということであるというふうに解釈しています。

これまでは、出来高払いというものになっていたわけです。この包括払いは疾病構造の変化に伴い医療費が急増したということ、また低迷する経済状況の中、医療保険制度全般にわたる見直しが議論されるようになってきたということで、出来高払い制度と異なりまして、診断群に分類ごとの定額支払いというものがございます。これは例えば、幾つもの病気を持っている方、基本的に何の病気がもとなのかというものに対して、その部分ではっきりしたものについてはある程度の治療方法が決まっているという観点の中から、その分については定額の支払いをするということだと思います。また、それ以外に診療した場合にはプラス出来高払い、今までと同じような出来高払いが出てくるということでございます。

これについては、医療費の抑制につながるのではないかというお話や、診断・診療行為などの医療行為が標準化されるということで、医療の質を評価していくことが可能になるのではないかというような、そういうお話もございます。

いずれにしましても、社会保障審議会の後期高齢者医療のあり方に関する特別部会というものが取りまとめたものがありまして、「後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子」によりますと、

「今後後期高齢者医療制度の診療報酬については、中央社会保険医療協議会において具体的な診療報酬の議論が行われる」というふうに書かれております。

また、後期高齢者に関する健診事業については、当該所在地の市町村に委託を予定している ということを伺っておりますので、この国保関係の特定健診プラス後期高齢者に該当する方た ちも健診を同じ町で行うというような方向にはなっていくというように思います。

また、葬祭事業につきましては、広域連合の要領にも規定されておりますけれども、葬祭費 については5万円を支給するという内容になっております。

5番(石井芳清君) わかりました。包括払い制度でありますが、上限が規定されるという中で、やはり必要な医療が受けられなくなるというおそれの方が、私は非常に強い制度ではないかなというふうに思います。また、全面的な医療費の抑制については、例えば御宿町でとれるものといいますと、今度国保国吉病院が新たに整備されるというのも伺っております。そうした中で、先般の説明の中でも、そのためのバスも出される予定だというようなことも伺っているわけでありますけれども、もと夷隅町の国保と申しましょうか、それも大変低く抑えられているのも、地元にあります国吉病院のかなり貢献があったのではないかなというふうに理解をするわけでありますが、そうした中におきまして、国吉病院におきましては本町も引き続き加入をしていると、構成団体であるというふうに聞いておりますので、ぜひそうした中で、行政としてやはり国吉病院を利用していただく方向性、また国吉病院からさまざまな健康事業を含めまして町内の医者ともきちんと協議をしていただきながら、いかに有効活用する中での抜本的な医療費削減ということも現実的には可能な施策であろうなと。そうしたことによって利用が深まれば、全体的には国吉病院の経営に直接的にも支援をするというふうにも理解ができると思いますので、そうした観点の中で、一つはこれからの医療について町としてもその辺をもう少し考えていただきながら、運用していっていただきたいなというふうに思います。

それから、健診事業でありますけれども、今の説明だと町の国保における健診と、要するに町に移管されるような状況、移管というかその事業の実施が町で行われるというようなお話のよわうなであります。そうしますと、これは後期高齢者の健診ですよと、これは国保の健診ですよとなるとなかなか町民にとっては不都合だろうと思いますし、そういう面ではその辺のことがどう最終的に決まるかわかりませんけれども、もしそれを委託されて町の方で実施するという状況になれば、それは一元化して、処理上は2つに分けて同時にやっていただくとか含めて、やはり差別がない、不便がない、またこれまでも御宿町の健診については各地域ごとに送迎サービスも独自に行っていただいてきた例もあるわけでじゃありませんか。それから、今度

は後期高齢者です。事業主体は広域連合ですよと。こっちは国保ですよ、国保は税金です。 後期高齢者は国保の会計とは別ですよ、そのお金は保険料なんでしょうけれども、ということ では、これはやはりまずいと思うんですね。

ですから、そういうことも含めて実際の運営をどうするのかということ、御宿町はその制度をどうやって実現させていくというのは、まだまだ私はいろいろ考える余地があるのかなというふうに思います。

それから、制度そのものについては時間もありませんからこれ以上の質問はいたしませんけれども、この中で非常に大きな問題は、特にこの健診をやればやるほどどんどん医療費にはね上がる。高齢者がふえればふえるほどはね上がる。先ほども言ったとおり、年金はどんどん減らされると。しかも、おとといの会見ではどこへ行ったかわからないものがたくさんあるわけでしょう、最終的には。先ほどもニュースで言っていましたけれども、もう断念したそうじゃないですか。じゃ、どうするんですかというのが今の国民の実態、町民の実態じゃないでしょうか。

ですから、やはりこの制度については、この時点においてこれだけ問題点を抱えているわけですから、私は凍結、中止すべきが筋だろうというふうに思うわけであります。それはここで決めるわけではありませんけれども、でも、そうした欠陥があり、町、それぞれの努力でそうしたものを担うことは可能だと、可能というか十分であるかどうかは別にしてもできるというふうにもまた思うわけでありますので、説明を含めてその努力をお願いしたいと思いますし、またそういう場所におきまして、制度そのものについての問題があれば指摘をして、また改善を進めていただきたいと思います。

次に移ります。電動カートの講習の開催について伺います。

電動カートにつきましては、国保の補助具という扱いなんでしょうか。特に免許だとかそういうものはたしか何もないというふうに理解をしております。特に、御宿町におきましては庁舎がこの地に移ったときに、やっぱり町内から役場に行くためにこういうものを買われて、たどりついたところであります。また、うちの近所にもゲートボール場がありますけれども、そこにやはリスティックだとかいろいろ機材を乗せて、これは自転車等ではなかなか難しいので、そういうものに乗せてゲートボールを楽しんでいるという方もたくさんいるわけでありますけれども、ただ問題なのは、やはり免許が要らないわけで、自動車だとか運転をされていた方がそのままそういうものを、運転する場合は一定の交通規則がわかるわけでありますけれども、全く何も乗ったことがないという方がこういうものを使いますと、どっちをとるのかも含めて

よくわからないことが大変あると思うんですね。我々車の運転者としても大変危ない思いをすることも何回もあります。先般も新聞報道されたというふうに聞いておりますが、特にこれについてはあちこち高齢者が大変多いという中で、県内でもなかなかこうした実施例は少ないというふうに聞いておりますけれども、率先して交通安全の指導体制、警察等のそういう監督機関とも協力をしていきながらとり行っていく必要があろうというふうに思うわけでありますけれども、これについての町の考え方をお伺いしたいと思います。

議長(新井 明君) 吉野総務課長。

総務課長(吉野健夫君) ただいまのご質問でございますけれども、歩行者扱いということでございますので、運転免許は要らないということでございまして、警察の方も先般話に伺ったところ、免許が要らないということで把握できていないと。町においても歩行者扱いということで届けも何も要らないわけでございますので、台数も把握できておりません。社会福祉協議会の方へ電話で確認をとりましたところ、御宿町で大体10台、あと個人的に買った方もいらっしゃるので20台程度の台数が保有されているのではなかろうかということでございます。

それで、警察の方と協議しましたところ、警察の方は講習会は台数さえそろえばやっていただけるということの話を聞いておりますので、その台数をどうやって把握するのか、その辺を今後広報等で届けをしてもらいまして、警察と日程調整をしながら講習会を開いていきたいというふうに思っております。

5番(石井芳清君) わかりました。9月議会では、高齢者の足をどう確保するのかという ことで出したわけでありますけれども、これも大事な高齢者の足の一つだろうというふうに思 います。安全・安心な町づくりを標榜されておる本町でございますので、ぜひ新年度に実現さ れるように希望して、次に移りたいと思います。

新年度の予算編成方針などを見ますと、ごみ指定袋制の導入について協議をしておるわけでありますけれども、これについて町としてどのように考えているのか、まず答弁を求めます。

議長(新井 明君) 井上建設環境課長。

建設環境課長(井上秀樹君) それでは、まず現在の手数料に関する流れといいますか、これが昭和40年4月から、一般家庭50円、特に多量のものということで現在の事業所ですが、それについては200円ということで月額でスタートしているというようなことです。これが42年間、現在の手数料につきましては昭和49年から200円、1,000円。この1,000円というのはやはり事業所ですが、200円が一般家庭ということで33年間同一額で廃棄処理を行ってきたということです。

この間の歳入歳出の決算状況を比較しながら現在の状況をご説明申し上げますと、その間、生活様式あるいは環境はそれぞれ変わってはきておりますが、歳入では1,600万円の増ということで約31倍、歳出では2億9,600万円増の147倍というようなことで、40年代では年間200万円程度で廃棄物処理を行っていたものが、現在では一般財源を5,700万円必要とするというようなことでやっております。

平成20年度の予算編成の考え方のとおり、住民負担の公平性や受益者負担の原則のもと、ご み収集指定袋の導入について平成20年度中に移行体制を確認したいと考えております。現在の 進捗状況につきましては、平成17年11月に産業建設常任委員会で説明させていただき、袋制への移行については理解を得ているというようなことで、議員協議会に趣旨説明をさせていただいたところですが、指定袋導入に向けての関係各委員会調整及び地区説明等を今後実施するというようなことで、袋制導入に向けた条例改正への準備を進めていきたいと考えておりますが、近隣行政体では既に指定袋導入を行っており、さらに値上げをしようというようなことと、それに対する有料添加を進めるというようなことを進めております。

今後、当町がこれらの状況の中で強いられると予想されることは、越境ごみが侵入することにより住民の皆さんが負担する処理経費に対する問題、それらを未然に防ぐようなものの考え方を構築していく必要があるというようなことがあります。

それから、負担の公平性についてということですが、ごみを減らす努力をしている人、また していない人、それぞれ全く同じ額であるというようなことで、今後それらの不公平感をなく していくようなごみ処理体制というものを図っていく必要がある、そのように考えております。

5番(石井芳清君) 予算編成方針においては、バランスを著しく欠くというような表現をとっておるわけですけれども、しかし、これまでもさまざまな議論の結果、一部は今課長から説明がありましたけれども、やはり歳入面ですね、特に。ごみ処理については。リサイクル、有価物など再利用ですね。それから、要するに燃やさないということによって燃やす処理費も下がっていますね。そういう形で御宿町はさまざまな努力をしてきているわけですね。それでも適合性、合理性をどう図っていくのかという観点が大事だろうと思うんですね。ですから、ただ足並みをそろえるとか何とかではなくて、やはり町独自の施策、例えばリサイクルについては御宿町は県下でも、たしか18品目でしたか。分別が19品目だったと思いますね。ということで、県下の有数な分別リサイクルの品目数を上げているわけです。何とかこの間の質疑の中にもありましたけれども、いろいろな施策がとれてきているし、今年も新聞紙などの資源化。それは結果的には区費に反映されるということを行って、その紙の分というのは燃やさないわ

けですから、燃やす経費は下がる。それから、その処理、運搬ですね。職員に対する運搬費 も当然下がる。

そうした本来的な方向によって、合理化、経費削減、もしくはそれに新たな町の収入があったり、区民が新たな収入があると。さっき言ったですよね、資源化。その中で、そういう新しい施策の中で新しい収入を得るということになる。

じゃ、そういうことでどういう合理性があるのか。それから、今出している例えばリサイクルハウスもあるわけでありますけれども、あそこは瓶とかペットボトル、袋とかかごで持ってきて、それをそのままあければいいわけですね。よそはそうじゃないんですよ。よそはペットボトルの袋だとか瓶の袋を持っていく。ところが、よそはみんな袋を切るとかして、それをばらしてもう一回、瓶は瓶、缶は缶と分けるわけですよ。御宿はかごですから、そのままばんとあけちゃえばいいんでしょう。

だから、例えば今年生ごみの堆肥化について町は研究されたという話を伺っておりますけれども、そうするためには今、新しいものではセイカ用プラスチック、要するに堆肥の中に入れれば自然に溶けてなくなる袋が今開発されているわけですね。そのために必要だということならば話はわかるわけですよ。だから、そういう合理的、全体的な町行政として、ごみ行政としてどう進めていくのかという議論をもっとしていく必要があると思います。その中で、そういうものが必要だったら、そういうものを取り入れていくこともあるかもわかりません。

もう一つは、先ほどから町長が示したとおり、非常に負担はしたくないという中でどう考えるか。だって、ごみ袋をつくったら負担が出ます。指定袋性を導入した場合、今の現況では燃やす処理のための袋でしょう。だから、つくったものを燃やすわけですよ。これだっておかしいんじゃありませんか。その辺も含めまして、もっともっと議論をして結論を出していくと。早急に、そういう議論を経てきた中ですぐ新年度に実施できるような状況は全然ないと思いますので、やっぱり地道にやりながら、町民の教育はどうするのか、町づくりに対してどういていくのかということをもっと議論していただきたいと。一面的には財政だけではないということだと思います。これはごみの話をしていますけれども、ほかについても同じだと思います。それが町づくりの原点だと思います。それに照らして、今後充分調査研究していただきたいというふうに思います。

最後ですけれども、御宿駅西側水田地帯について伺いますが、これも12月を迎えて草木が生 えて荒涼たる状態です。前は、東側は御宿の白い砂が輝いていたわけですけれども、西側を見 ると荒れた状態です。これを危惧している町民の皆さんも多くおります。また町外から来ても 最初に目にした状況がこういうことだということで、これはもう少し環境対応をしてもらえるかということも、町外からの方からも大分伺うところであります。

もう一つは、ここにいろんな経過がこの間、民間ですけれども動きもありました。そうした中で、これをこのまま虫食い状態にするんでしょうか。それともこのままの状態にするんでしょうか。これについて、やはり町として先般提案を受けました農業振興計画ですか、あの中に余り具体的な表現はされていなかったと思うんですね。基本的には農地でありますから、農地としてどう保全をするのか、環境を保全するかというのは、私はまず基本だろうというふうに思うわけです。その基本を捉えながらどういうふうにしていくのか、町としても考え方をもう少し明確にしていく必要があるんじゃないかと思うんですね。

だからといって、この時期だから火災が危険だから土地所有者に対して掃除をしろ、草刈りをしろというのは余りにも酷だと思うんですね。ですから、そういうことを踏まえて今後どうしていくのか簡単に、時間も余りないですけれども。

議長(新井 明君) 氏原企画財政課長。

企画財政課長(氏原憲二君) JR御宿駅西側の水田地先の開発についてお答えいたします。 町総合計画、基本計画におきまして「地域とともに魅力ある土地の活用が望まれる」という 位置付けがされております。

これを受け都市計画におきましても、新規導入検討地として新たな土地利用の方針等を検討 する地域として都市マスタープランに位置付けられております。

また平成10年度に策定いたしました御宿町農業振興地域整備計画書におきましては「JR御宿駅うら地域については、市街化やリゾート開発により住宅地への転換が進んでおり、農業の基盤となる農用地区域は設定せず、地域の状況を踏まえ、農業と他産業との調和のとれた秩序ある計画的な土地利用を進めると位置づけをされております。現状では、駅西側地域では農地が大半を占めておりますが、農地法上特段の問題がない場合は利用目的に合わせて運用することが可能であることから、一部の土地について農地以外の土地として利用されております。

民間によるさまざまな開発の動きにつきましては、今年1月に駅西側の開発計画について仲介している不動産業者から説明を受けております。開発区域は御宿町須賀字観音通り及び周辺地区、開発規模は1万8,512坪、約6ヘクタール。開発の内容は、ホームセンター、スーパー、銭湯、遊技場、商店等もしくは集合小店舗。地権者への協力を得られるよう個別に交渉を進めていくという説明でありました。

地権者の同意交渉を進めているということでありますが、この件に関しましては事前協議書

が出されておりませんので、現段階で具体的な対策の協議検討はできないものと考えております。

今後の駅西側の具体的な計画につきましては、役場関係課で検討会を立ち上げ、これまでの 検証や先進事例などの研究など地権者の賛同が得られるような計画案の検討を進めていきたい と考えております。よろしくお願い申し上げます。

5番(石井芳清君) 町としての基本的な計画をきちんと先につくっていくことがまず大前提だと思うんですね。そうしますと、やはり不本意なものができてしまうということが多分にあります。そうしてからでは大変遅いと思いますし、ミヤコタナゴのように10年、20年という形がこれで続けば環境保全につながると思います。

そうしたものも含めまして、やはり町民が安心して暮らせる、そしてまた元気な町づくりに 向けまして新年度頑張っていただくことを期待申し上げます。(拍手)

閉会の宣告

議長(新井 明君) 以上で今定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで井上町長よりあいさつがあります。

井上町長。

町長(井上七郎君) 平成19年第4回定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの定例会では、御宿町一般会計補正予算(案)など7議案について審議をいただき、 議員の皆様方のご理解によりましていずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりまし た。誠にありがとうございました。

今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願い申し上げますとともに、いよいよ厳寒に向かいます折から、健康には充分ご留意されまして、希望に満ちた幸多き新年を迎えられますようお祈り申し上げ、閉会にあたってのあいせつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長(新井 明君) どうもありがとうございました。

議員各位には慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力いただき厚くお礼申 し上げます。師走となり、何かと気ぜわしくなってまいります。本格的な冬を迎え、健康には 充分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

以上で、平成19年御宿町議会第4回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年3月12日

議			長	新	井		明
署	名	議	員	Ш	城	達	也
署	名	議	員	石	井	芳	清